2010.2.18 発行

SUIGENREN DAYORI NO.53

水源連だより

◆水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201
TEL:03-5211-5429　FAX:03-5211-5538
ゆうちょ銀行　七七七店　00170-4-766559
ホームページ：http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2.html
（随時ホームページの更新を行っています。「水源連のページ」と検索してご覧ください。）

全国１０８団体が「有識者会議」の公開を求める要望書

１月１５日「今後の治水を考える有識者会議」で嶋津共同代表が意見発表

朝日新聞
3　14版　2010年（平成22年）2月7日　日曜

社説

老朽ダム撤去
「荒瀬」をモデルにしたい

熊本県の蒲島郁夫知事が同県八代市にある県営荒瀬ダムについて、2年後に撤去工事を始めると表明した。

長い間使われてきた大規模なダムの撤去は全国初だ。撤去費の負担や、環境に配慮した工法など、克服すべき課題は多いが、この経験は、これから不要になる他のダムの事例にも役に立つ。知恵を結集して乗り越えたい。

荒瀬ダムは1955年、球磨川中流に発電専用として完成した。当時は県内の総需要量の16％を供給したが、その後の発電方式の多様化で現在は1％に満たない。

この間、ダム湖には汚泥がたまり、悪臭や赤潮などが目立ってきた。アユなどの魚の遡上も妨げていると、地元住民は訴えている。役に立たなくなっただけでなく、環境に悪影響を与えているという声を受け、潮谷義子前知事が2002年に、10年から撤去にかかる方針を示した。

ところが、08年に就任した蒲島知事が撤去と存続の費用の試算をやり直させたところ、撤去する場合の方が県の負担が53億円多いという結果になった。これを根拠に蒲島知事は、いったんは存続へと方針を転換した。

しかし、来月末で失効する水利権の再取得に必要な地元の同意は、漁協の反対などで得られる見通しがたたなくなった。蒲島知事は存続の判断を撤回せざるを得なくなった。

ダムの寿命はコンクリートの耐久性などから50～100年前後とされる。国土交通省の8年前の調査では、1級河川にある発電用ダムは1551基。800余基が建設から50年以上たち、90年以上のダムが102基あった。寿命を迎えたり、機能が低下したりしたダムは廃止する時代を迎えている。

それだけでなく、電力や水の需要の変化、水害対策の見直しによって、計画、建設された時点の必要性がすでに失われているダムもある。荒瀬ダムのように逆に地元に悪影響を与えているダムもあるだろう。

ダムや橋などの老朽化した河川工作物の撤去について、前原誠司国交相は「国が撤去にかかわる仕組みづくりが必要で、夏までにまとめる」という。

荒瀬ダムだけのことではない。政府と自治体が一緒に対策を考えなければ、全国でいずれ、うち捨てられたダムやコンクリート構造物が無残な姿をさらすことになる。

自治体はまず現状をきちんと把握し、撤去した方が公益性が高いと判断されれば、工事計画や財源措置を考える。政府も低利融資や補助金などで支援する仕組みを整えるべきだ。

鳩山政権のいう「コンクリートから人へ」を実現するには、ムダな公共工事をやめるだけでなく、務めを終えたコンクリートを地元と環境のために、賢く処分していくことも必要だ。

目次

事務局からの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第２回有識者会議の報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
全国 108 団体からの「『有識者会議』の公開を求める要望書 」
　団体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
群馬県議会八ッ場ダム対策特別委員会での陳述を終えて ・・・・・18
中止ダムからの報告－こうして「中止」を勝取った！！！・・・・・20
・千歳川放水路 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
・松倉ダム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
・新月ダム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
・渡良瀬遊水池遊水池総合開発第２期 ・・・・・・・・・・・・31
・相模川水系建設事業第２期 ・・・・・・・・・・・・・・・・33
・清津川ダム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
・矢作川河口堰 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
・紀伊丹生川ダム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
・細川内ダム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
成瀬ダムをストップさせる会ニュース「奔流成瀬」　抜粋・・・・・47

Ⅰ　事務局からの報告

前原誠司国土交通大臣はダム計画の見直しに向けての準備を進めています。その方向はマニフェストに沿ったもので、これまでのダム依存河川行政からの決別を目指す画期的な意味を持つことは確かなのですが、実際にその目標を達成することができるか、不透明なところが多々あります。

ここでは、総会・全国集会後の国交大臣側の動きと、それへの全国の対応を中心に、最近の状況を報告します。

１．　全体の動き

1)　国（国土交通省）の主な経過

上記の動きを大まかに整理すると、下記のようになります。

2009 年 11 月 20 日：「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の設置を発表
12 月　3 日：「第 1 回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」開催
12 月 16 日：「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換に対するご協力のお願い
「ダム事業に関係する道府県知事の皆様へ」として大臣が知事へ手紙。
12 月 25 日：「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について」、
「平成 22 年度 国土交通省所管ダム事業（直轄・水資源機構）予算案」発表
2010 年 1 月 15 日：午後 3 時から、第 2 回　有識者会議開催
1 月 20 日：「今後の治水対策のあり方に関する意見募集について（お知らせ)」発表
今後の検討の参考とするため、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。
1 月 29 日：第３回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議開催

１：個々のダムについて検証を行う際の考え方と基準を「有識者会議」で 2010 年夏ごろまでに策定し、それらに基づいて個々のダムの検証を行う。

２：検証対象とするダムは、2009 年 11 月までに本体工事に入っていないダム。検証対象ダムは工事を新たな段階に進めない。

３：補助ダムについては、今年度中に本体着工に入るとされている５基の補助ダムも含め、事業者である道府県知事に「見直しをするよう」協力を求める。

４：補助ダムの 2010 年度予算は５ダムにおける各県の最終判断を踏まえた上で補助ダム事業の予算を確定することとしているため、例年とは異なり、年末時点ではなく、年度末の実施計画確定後に公表する。

これらの動きの問題点として、有識者会議の問題、検証対象ダム選別の問題、補助ダムの問題を記します。

✧　有識者会議について

2009 年 11 月 20 日の前原大臣の記者会見で有識者会議を設置することが公表されました。この有識者会議が非公開であること、有識者会議メンバーの多くがこれまでは国のダム推進行政に協力してきたことなどの問題は、前号の「水源連だより　52 号」の「緊急ニュース」に掲載した通りです。

第三者機関としての有識者会議の設置そのものは水源連が提言してきたことです。水源連事務局は有識者会議発足が公表される前から、①公開とすること、②ダムに依存しない河川行政を唱えてきた実績のある今本博健氏・大熊孝氏・宮本博司氏・嶋津暉之氏を委員に加えること、などを然るべきところに働きかけてきました。設置された有識者会議の目的は水源連が提言してきたことと基本的には同じですが、委員構成はまったく異なり、非公開であり、このままでは有識者会議が「ダム依存河川行政からの脱皮」の反対方向に行ってしまうことが強く危惧されます。

何故このような委員構成になったのか？　何故非公開にしたのか？　　自公政権のときであれば反対を唱え、糾弾することで済んでいましたが、今の政権は「ダム依存河川行政からの脱皮」を目指しているので、反対・糾弾では元も子もなくなります。反対・糾弾ではなく、「理解」「進展」を第一に考えなければなりません。そうは言っても「非公開」は容認できることではありません。どうすれば

前原大臣に分かっていただけるのか？

2010 年 1 月 15 日に開催された第 2 回有識者会議も非公開でした。第 2 回は宮本博司氏と嶋津暉之氏から意見を聞くこととしていましたが、宮本氏は「非公開ならば応じることはできない」として欠席、嶋津氏は「公開を求めるが、非公開であったとしても同委員会に影響を与えたいので陳述」という立場で出席しました。嶋津さんは主として、「ダムに依存しない河川行政を実現する上での手順」について陳述しました。この報告は別項を参照してください。

1 月 29 日の第 3 回有識者会議は宮村　忠氏の意見を聞いています。

✧　検証対象ダム選別の問題　　「検証対象としないダム」の括り方

下記 3 条件のいずれにも該当しないダム事業をすべて検証対象ダムとしています。

① 既に、ダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの
（川辺川ダムのみ。平成 22 年度は生活再建事業を継続する）
② 既存施設の機能増強を目的としたもの
（ダムの嵩上げや再建設により貯水規模が増加するものは含まれない）
③ 2009 年 11 月までにダム本体工事の契約を行っているもの

これらのうち、① は既に、ダムに頼らない治水対策の検討が進められているのですから、、検証対象ダムから除外するのは当然です。

しかし、「② 既存施設の機能増強を目的としたもの」と「③ 11 月までにダム本体工事の契約を行っているもの」を除外することはきわめて問題です。

②の中に、愛媛県肱川の鹿野川ダム（四国地方整備局）の改造工事があります。この改造工事には洪水吐トンネル工事が含まれています。鹿野川ダムは底泥の堆積による水質悪化が進行しています。洪水吐トンネル工事を行うと、堆積している腐った底泥が流出して下流域に甚大な被害をもたらすことが予想されるため、肱川漁協等がこの工事計画の撤回を求めています。

③の中に、本体に着工したとはいえ、まだ初期段階にあるダムが少なからずあります。たとえば、北海道の石狩川水系当別川で工事中の当別ダム（北海道）、栃木県の鬼怒川で工事中の湯西川ダム（関東地方整備局）がそうです。これらのダムはともに、治水・利水両面でその必要性が極めて乏しいダムであり、ダムができることで自然生態系に大きなダメージを与えるだけです。今中止するなら、原状復帰は十分可能なダムなのですから、検証対象ダムに加えるべきです。

✧　補助ダム検証の問題

補助ダムについて前原大臣は、「国が検証を強制する権限はないが、12 月 15 日付の文書（「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換に対するご協力のお願い）により、関係の 37 道府県知事に対して、検証への協力を要請したところである。」としています。地方分権の原則から知事の判断が重んじられるとはいえ、半分が国庫補助金、地方交付税も含めると、 7 割以上が国費で作られるのですから、国が各知事にダムの検証を求めるのは当然のことです。

道府県	補助ダム名	対応
山形	最上小国川	応じる
群馬	倉渕	未定
長野	浅川	分からない
大阪	安威川	応じる
兵庫	武庫川	不明
山口	平瀬	新基準見て判断
香川	内海ダム再開発	応じない
長崎	石木	コメントできない
熊本	路木	新基準踏まえ検討

（毎日新聞　2010年1月26日　東京朝刊　より作成）

事業認定取り消し訴訟で係争中の補助ダム（例：辰巳ダム（石川県））、収用裁決を申請している補助ダム（例：内海ダム再開発（香川県））、事業認定を申請している補助ダム（例：石木ダム（長崎県））、住民訴訟を提訴されている補助ダム（例：浅川ダム（長野県）、路木ダム（熊本県））については大きな問題があるからこそ、係争の事態に陥っているわけで、徹底的な検証と、その検証が終わるまではこれらの事業を停止することが必要です。さらに、前原大臣は、事業認定取り消し訴訟で被告の地方整備局に対しては裁判の進行停止の申立て、事業認定申請を受けている地方整備局に対してはその審査凍結を指示すべき

です。

右の表は、毎日新聞社が道府県に行った「補助ダム再検証に関する対応調査」結果の抜粋です。水源連の仲間が関わっている補助ダムの中で、検証要請対象となったダムですが、国交大臣の「検証要請」に対して、香川県は内海ダム再開発の検証を拒否、長崎県は石木ダムの検証を「コメントできない」、長野県は浅川ダムの検証を「分からない」としています。これら3県の対応には怒りを覚えます。

私たちは本体着工中も含めたすべての補助ダムについて各道府県に対して「検証」を求めると共に、国に対しては、住民サイドから根本的な問題が提起されている補助ダムを検証要請対象とすることを求めていかなければなりません。

2)　国（国交省）に対しておこなわれた働きかけ

(ア)有識者会議非公開に対して、市民団体が3回の公開要請

1月14日、 八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会をはじめとした31団体は、1月15日に開催される2回目の有識者会議も非公開であることを知って、前原大臣と中川博次座長に3回目の公開要請を行いました。有識者会議事務局担当者代理への手渡し、記者会見を済ませたのち、タイミングよく三日月大造政務官との面会・手渡しができました。三日月政務官が公開の要請に深くうなずくものの、「公開の約束」の言葉はありませんでした。

1月15日の有識者会議でも「非公開」が再確認されたため、公開を求めてきた皆さんはこの問題は鳩山政権の政治姿勢の問題として捉え、総理・副総理に善処を促す要請を行うこととし、全国に要請団体を募りました。

その結果、108もの団体が要請団体に加わることになりました。「全国の方々が有識者会議に強い関心を持っていて、その公開を求めていることを先ずは前原大臣と中川座長に知らせるほうがよい」ということになりました。この変更を要請団体が確認し、2月8日に前原大臣と中川座長に宛てて提出しました。要請団体一覧を付けた前原大臣への要望書を別掲します。

政権交代によって「国民と共に考える政治」「国民と共に歩む行政」に向けた国民の期待が盛り上がっています。その期待に沿うことこそが新政権の使命ではないでしょうか。全国の皆さんと力を合わせて有識者会議の公開を実現させましょう。

(イ)補助ダム問題に対する動き

✧　補助ダム問題の緊急合同集会

2009年12月16日に補助ダム問題を抱えている市民団体の皆さんが結集して、三日月政務官に面談するとともに、憲政会館で「緊急合同集会」を開きました。

三日月政務官との面談では24団体名で「各道府県の全ての補助ダム事業への予算づけ凍結を求める要望書」を手渡しました。この要望書には「予算凍結」だけでなく、「市民参加による計画の徹底見直し」、「堤防強化最優先」、「流域治水の推進」、「造ることからこまめな維持管理への転換」、「過大な水需要予測の見直し」「自然との共生・生物多様性の担保」、「危険性を指摘されているダムの貯水中止」が盛り込まれています。

「緊急合同集会」には与野党（共産党は野党なので）の国会議員が参加しました。

各党からの挨拶の後、今本博健・京都大学名誉教授が「ダムによらない真に必要な河川整備」をテーマに講演され、「ダムによる治水はもろい。ダム主役の治水は究極の愚行で、原点に立ち戻って治水のことを考えてほしい」と訴えました。次いで、北海道から九州に至る参加者がそれぞれの補助ダム問題を報告しました。

✧　12月21日：「公共事業チェック議員の会」が前原国土交通大臣に「補助ダム事業の政策転換に関する緊急提言」を提出。

前原大臣によるダム事業見直しの言明後、補助ダム事業について、道府県によって見直し作業に入る前の「駆け込み推進」が行われていますので、「公共事業チェック議員の会」は12月21日に前原国土交通大臣に緊急提言を提出しました。その内容は次のとおりです。

1　来年度予算においては個別ダムの進捗状況等を考慮して、継続ダムと要検証ダムに区分するとされているが、以下に該当するダム事業は要検証ダムとすること

① 本体工事に着手していないダム事業、もしくは着手していても２０１０年度末までに確実に完成する見込みのないダム事業

② 地元および周辺の住民からダム反対の意思が示されているダム事業

2　土地収用法による強制収用の準備が進められているダム事業について、事業認定庁である国土交通省として次の指示を行うこと

① 土地収用法に基づく事業認定が申請されている補助ダム事業については事業認定の審査をダム見直し基準に基づく見直しが終わるまで凍結するよう、関係する地方整備局長及び北海道開発局長に指示すること（例．長崎県の石木ダム）

② 事業認定取り消し訴訟が提起されている補助ダム事業については、「ダム見直し基準に基づく見直しが終わるまで訴訟進行の凍結を求めること」を被告の国土交通大臣として裁判所に申し出るよう、関係する地方整備局長及び北海道開発局長に指示すること（例．香川県の内海ダム再開発、石川県の辰巳ダム）

3)　私たちのこれからの国（国交省）に対する働きかけ

(ア)有識者会議に対して

有識者会議の進行に沿って事態が動いていくものと思われます。

（有識者会議の進行についての詳細は、国土交通省河川局が作成している下記 URL をご覧ください。）

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/index.html

私たちは先ず第１に有識者会議の公開を求めていきます。後述のとおり、有識者会議は「今後の治水対策のあり方に関する意見募集」を行っています。国民から寄せられた意見を参考にする、ということは大切なことです。しかし、私たちが提案した意見が非公開の場で論議されるのでは意味がありません。その審議過程こそ公開されて当然です。

第２に私たちは、ダムによらない治水行政を進める上で必須のこと（耐越水対策堤防の整備など）を有識者会議及び国土交通大臣に提言するとともに、それを求める声が大きく広がっていく運動に取り組まなければなりません。耐越水対策堤防の整備などを求める声が世論として形成され、有識者会議がそれを取り入れざるを得ない状況にしていくことが是非とも必要なのです。

✧　有識者会議の進行

有識者会議の「討議スケジュール」は次ページの資料１のとおりです。

既に４回目が終了しています。４回目からは委員が発表することになっています。

今年の夏ごろまでに中間答申を取りまとめてダムの検証基準などを発表し、その基準に則って個別ダムの検証作業に入る、という流れです。

委員からの発表とは、有識者会議内に作業班を設けてそれぞれの検討を行い、その結果を発表することです。有識者会議内の作業班作りは、1 月 15 日の第 2 回有識者会議で嶋津氏からのヒアリング終了後の討議で決まりました。

第１回目で論議された論点は、第２回会議の資料２**「今後の討議に向けての主な論点」**に記載されているので資料２として転載します。

「ダムに依存しない河川行政」を目指すうえでそのビジョン、問題点、検討必要事項など多くのことが出されていますが、「小規模な穴あきダム」という意見まで含まれています。

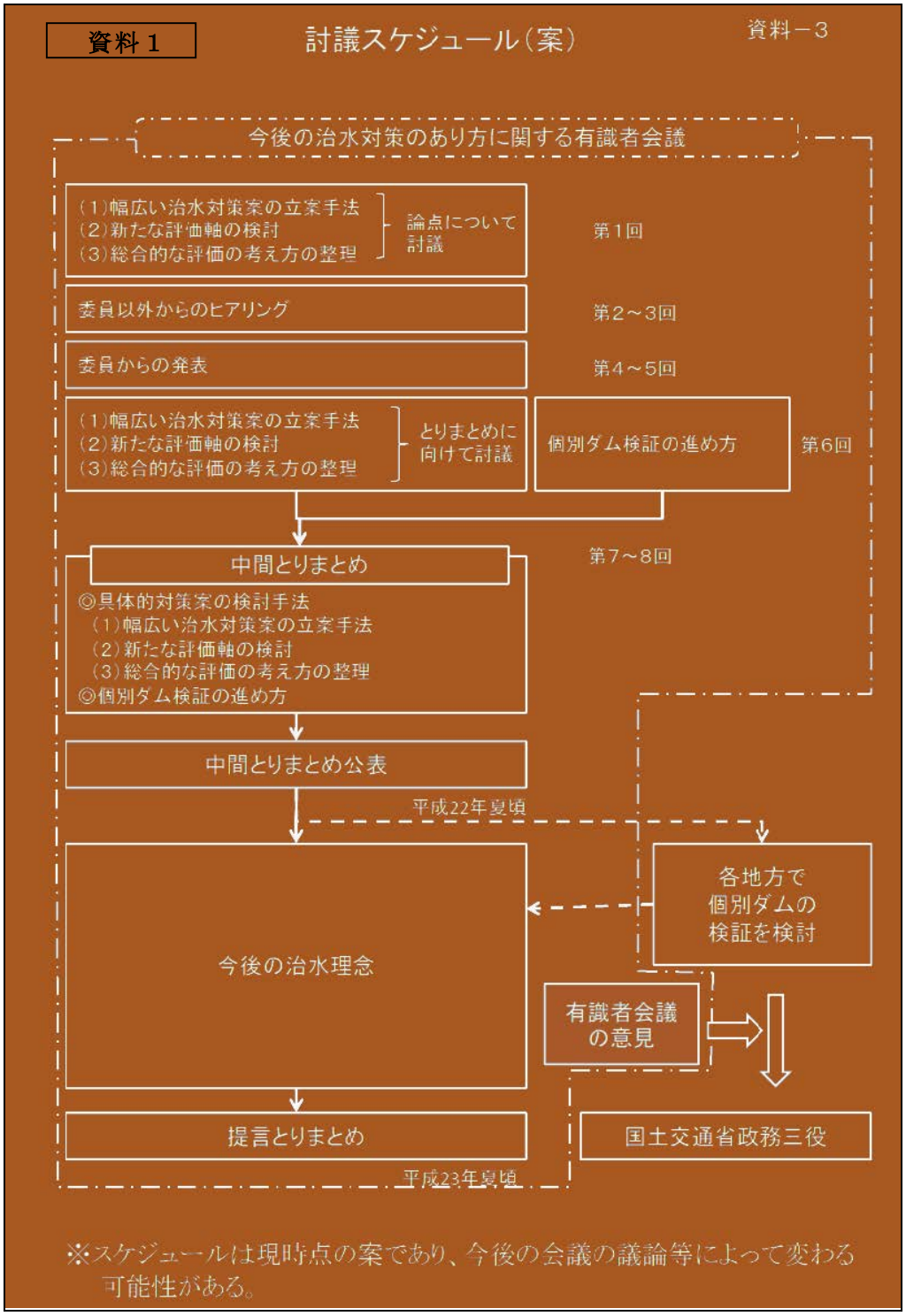

資料２　（第２回会議 資料２）

今後の討議に向けての主な論点

◎治水対策案について

○従来の河川区域だけに着目した治水対策から流域全体に目を広げた治水対策に重点を移し、その実現の可能性を徹底的に検証してはどうか。

○流域治水の考えの必要性は、すでに 40 年以上にわたり河川関係者の間で認識され議論されてきたところであるが、法的な規制、地元自治体の開発行政、関係自治体や住民との合意、技術的課題など多くの問題を抱えており、このような問題点等について、改めて整理し、対策実施の可能性を検討していくことが重要ではないか。

○河道掘削、引堤、堤防の嵩上げは、これまで講じられてきた治水対策であるが、長い延長にわたる工事を行うこととなり、用地買収や橋梁等の架け替え、取排水施設の改築などに莫大な費用や時間を要すること、さらに、堤防の嵩上げは洪水時の水位を上げ、破堤した場合の影響がより大きくなることなどの課題について整理する必要があるのではないか。
○河川堤防は古くから土で築造が繰り返されており、これまでは堤防の安全性を形状で規定してきたが、機能別に性能を照査する方法に転換してきている。現時点で全国直轄河川の約４割もの堤防が何らかの対策が必要とされており、安価な堤防強化工法の開発や照査の絞り込みによる効率的な対策など、様々な課題があるのではないか。
○河川堤防の強化については、これまで計画高水位以下について対策が行われてきているが、計画高水位から天端までの補強などの対策を進めるべきだという意見があり、その効果や実現性等について検討してはどうか。
○計画を超える洪水が多発する可能性があることから氾濫を許容する政策への転換を検討することが必要であり、その場合の対策等として耐越水堤防の工法、実施個所の選定、地域ごとに守るべき洪水位の決定などの課題に真剣に取組むべきではないか。
○遊水地建設は、土地所有者や地域に与える影響等でダム建設と類似している面があり、効果や課題等について十分に整理してはどうか。
○流水、流砂、生物の連続性を確保でき、水没補償の必要もないような小規模の洪水調節専用ダム（流水型）について検討してはどうか。
○既設のダムの機能の実態を徹底的に調査し、より有効に活用して機能向上と便益増大を図るための方策を見出すことが重要ではないか。
○水系に存在する複数の既設ダム（利水単独ダムを含む）について容量再編や連携事業を積極的に進め、全体として各目的についての効率化を目指してはどうか。
○流域全体に浅く、広く流水のエネルギーを分散させるため、流域内の諸施設を利用した雨水貯留施設の整備、住宅における雨水貯水槽、浸透枡の設置などの対策の徹底について検討してはどうか。
○森林が劣化すると、雨水の浸透が低下し、森林面積は変化しなくても都市化と同様の流出率増加が生じる。これが生じない森林の保全が必要である。また、森林が劣化し地表流発生が生じている状況があるとき、地表流発生を抑制する森林状況に回復がなされると、流量は低下する。これらについてどこまで定量的評価可能か。
○森林において雨水の土壌への浸透と貯留がもたらす洪水低減効果は、現状の森林の多くが既に発揮している効果である。森林への新たな投資によって「その効果を更に増加する」という課題があり、現況の森林が発揮している機能評価に比べて、立ち入った議論が必要ではないか。
○他産業より森林作業者への転職可能性については、森林作業の採算性（事業の規模や作業地が分散しているなど）や森林作業の危険性、熟練の必要などの課題がある一方で、中山間地の中小規模の建設会社には、もともと森林における作業から出発しているものもあり、森林に関わる作業への参入に有利な条件もあるのではないか。
○霞堤や無堤部がある箇所を締切らず、洪水の一部を堤内地に導入して遊水効果を生み出し、必要に応じて輪中堤や二線堤によって生命財産を守る対策を極力推進してはどうか。また、堤防区間においても、ある高さ以上に水位が上昇した場合は破堤のおそれのない区間で越流させ、堤内地での氾濫を許容する方策を検討してはどうか。
○氾濫を許容する区域では、土地利用・税制・補償・保険等の制度、地域振興策などについて検証してはどうか。
○ソフト対策として人的被害を軽減するためには、気象予報、洪水情報の迅速かつ徹底した住民への伝達システムの整備、ハザードマップの活用と洪水災害の意識向上、警戒避難体制のあり方、水防活動の強化、コミュニティの強化と防災訓練などが考えられ、それらの有効性や信頼性の検証を行うことが必要ではないか。
○避難勧告の伝達率が低い事例が多い、避難開始まで時間を要している、避難途上で危険に曝されている事例が多い、防災教育には時間もコストもかかる、市町村長が判断できる情報

提供の仕組みが必要などの課題があり、実態に即した議論が必要ではないか。

◎評価、検証の進め方について

○幅広い方策を組み合わせて治水対策案を立案し、従来の評価方法（B/C など）に加えて、新たな評価軸によって検証を行う必要があるのではないか。

○「どのような災害から守るのか」については、計画を超える洪水が発生する可能性があり、更に中小出水や集中豪雨への対応なども含め、どのような規模や降り方の降雨・洪水を前提に議論するか、明らかにしておくことが重要ではないか。

○「何を守るのか」については、人命、一般資産、公共インフラ、社会システム、経済活動など守る対象を明らかにして議論を行うことが重要ではないか。

○評価に当たっては、時間的な観点を考慮し、対策の実施に要する期間や途中段階での効果発現等について、明らかにしていくことが重要ではないか。

○評価に当たっては、財政的な制約がある中でコストの観点が重要である。なお、コストについては建設に要する費用だけでなく、維持管理に要する費用等を的確に見込むことが重要ではないか。

○環境への影響に関しては、生態系、水質、土砂などの観点で各治水対策について検討していくことが必要ではないか。また、地域社会への影響に関しては、土地の買収、家屋の移転、コミュニティの存続などの観点で各治水対策について検討していくことが必要ではないか。

○各治水対策案について、被害軽減効果、コスト、地域社会、環境等への影響、利水事業への影響、実現性等の評価軸について、総合的に評価する必要があるのではないか。その場合、生態系保全など貨幣価値での費用便益論になじまないものがあったり、経済ポテンシャルが低い地域・住民、人間活動の保全をどのように考えているかについて、議論する必要があるのではないか。

○個別ダムの検証については、当有識者会議で幅広い治水対策の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方を提示し、各地方で個別ダムの検証を検討する進め方を示していくことが必要ではないか。

◎今後の治水理念の構築

○これまでの治水対策を「高度成長継続型」とすれば、流域治水は「持続的発展社会適応型」と名付けられよう。今後のわが国における持続的国土形成の方向に相応しい変革を遂げなければならないのではないか。

○災害は外力が抵抗力を上回ったところで発現する。さまざまな外力に対して、どのように、またどのようなレベルの災害が発生するのかについてより正確な科学的アプローチが必要ではないか。

○治水、利水は洪水、渇水という極端現象、生態系は変動を含む日常現象として水循環に関わっており、その総合的管理が重要ではないか。

○温暖化による治水、利水、生態系への危機を水循環への影響として認識、水循環系についての温暖化適応策を考えることが肝要ではないか。

○都市域では、いわゆるゲリラ豪雨による被害の発生が顕著である。その発生原因を地球温暖化と単純に結び付けるのには議論の余地があり、都市のヒートアイランド現象や地形気象的要因との関係を検証する必要がある。その上で、都市の熱放出量の抑制、雨水貯留・浸透施設設置の義務化などの施策を強力に実行することが肝要ではないか。

○ダムについては、「用地補償基準妥結の頃」に確度の高い代替案に関する経済評価、利水者や地域住民の動向資料を評価委員会に提出して、評価を受けてはどうか。

○ダム建設中止を判断する時期としては、「用地補償基準妥結の頃」が費用の点からも妥当ではなかろうか。

○人口密集地域における破堤氾濫を防ぐために、堤防点検調査の結果にもとづく堤防弱部の強化対策や必要に応じて河床掘削、河道内樹林の伐採などを先ず優先させる。さらに、中小河川に破堤・氾濫による被害が続発しているから、その対応に力を注ぐべきではないか。

第 2 回有識者会議のなかで、【今後の討議に向けての主な論点】の討議で出された主な意見などを資料 3 として掲載します。

治水目標をどこに置くかについては、嶋津さんの提案（詳しくは別項をご覧ください）を是非とも引き継いで欲しいものです。

「ダムに依存しない河川行政」を目指すうえでそのビジョン、問題点、検討必要事項など多くのことが出されていますが、「小規模な穴あきダム」という意見まで含まれています。有識者会議でどのような意見が出されているのか、要注意です。

資料 3　　第 2 回有識者会議　議事要旨より

【今後の討議に向けての主な論点】で出された主な意見

・対策案を検討する前に治水目標はどうあるべきか、治水対策というのはどこまでどういうもので守るかという議論をしておく必要があるのではないか。
・河川整備計画レベルを念頭において議論することでよいのではないか。
・評価軸は、例えば治水上と利水上の必要性、実現可能性、全国的に見た公平性、災害ポテンシャルの高さ、技術的な可能性、財政的な可能性、時間軸などが考えられる。
・ダムを単独で評価するのではなく、河川整備計画の中でダムというプロジェクトがあるため、堤防等を含め、流域全体として様々な治水対策を取り上げ、代替案として提示し、適応性などの基本となるインフォメーションに基づき総合的に評価するということではないか。
・地方にダムを作ることが、地域経済の発展と日本経済の成長に寄与するという論理が通ってきた。地域に人を集めて雇用をつくり、そしてお金を回すという仕組みが、推進する側のメカニズムとして働いてきた。上流のダムを中止して下流の堤防を強化すれば、コストは低くなるかも知れないが、地域経済の問題は残る。個々のダムについて検証するときには、その要素を無視したら、かなりの反発・批判が出てくるのではないか。
・具体的なサンプルの検討については、同じ直轄でも大流域と小流域の河川では異なるため、ある程度カテゴリを分けて考えるべきかも知れない。
・　水害の保険について、最終的に制度化するかどうかは別として、検討する必要があるのではないか。スイスでは国家賠償という考え方は無く、すべて保険で対応している。水害で河川管理者が訴えられ、敗訴して賠償する方が良いのか、保険で担保する方が良いのか。時間はかかるが、そのようなことも根底から考える良い機会ではないか。

○今後、本会議とは別に、委員による打合せを行っていくこととなった。

【今後の治水対策のあり方に関する意見募集について】

○意見募集については案のとおり了承され、できるだけ速やかに意見募集が行われることとなった。

治水目標をどこに置くかについては、嶋津さんの提案（詳しくは別項をご覧ください）を是非とも引き継いで欲しいものです。

「地方にダムを作ることが、地域経済の発展と日本経済の成長に寄与するという論理への対応」も意見として出ています。このあたりも要注意事項です。

第 2 回会議で示された**今後の進め方（当面のテーマについて）**を下に掲載します（資料４）。

資料４　　当面のテーマについて

A 河川を中心とした対策
　河川改修、堤防の質的強化、遊水地、ダム、既存施設の有効活用 等

B 流域を中心とした対策
　貯留・浸透施設、河道外での氾濫等（霞堤、輪中堤、二線堤、土地利用規制等）、森林保全、ソフト対策 等

C 評価軸、検証の進め方等
　新たな評価軸の検討
　個別ダム検証の進め方 等

この会議終了後の三日月政務官による記者会見では、これらのテーマについて委員が分担して検討するとしています。A と B はダムに依存しない治水を実現する上で必要なこと、C はダム事業の検証に当っての基準と手法のことです。

今後の治水対策のあり方に関する意見募集

1 月 20 日、この有識者会議が「今後の治水対策のあり方に関する意見募集について（お知らせ）」(資料５)を発表しました。「(有識者会議が）今後の検討の参考にするため」としています。

水源連事務局は、先に記した有識者会議で論議されていることを踏まえながら、現場の声を届けることが大切と考え、水源連の基本的考え方を多くの皆さんに知らせると共に、意見の提出を勧めました。

資料５　「今後の治水対策のあり方に関する意見募集について（お知らせ)」　抜粋

１．意見募集対象

１）幅広い治水対策案の具体的提案について

治水対策は、河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げ、堤防の質的強化、遊水地、ダムの整備等に加えて、既存施設の有効活用、貯留・浸透施設の整備、森林の保全、氾濫原管理、洪水の予測や情報の提供、水防対策など被害の軽減を図る対策等を含めて、幅広い方策を検討することが考えられます。このような治水対策案に関して具体的提案を募集します。

２）新たな評価軸の具体的提案について

治水対策案を比較するために、これまでの評価軸に加え、時間的・財政的な制約等を加味した新たな評価軸を検討するとともに、それぞれの評価軸の有意性や限界等について検討することが考えられます。評価軸としては、例えば、被害軽減効果（経済（資産)、人命、社会機能等)、コスト（維持管理含む)、地域社会・環境等への影響、利水事業への影響、実現性、達成しうる安全度等が考えられます。このような新たな評価軸に関して具体的提案を募集します。

２．募集期間

平成 22 年 1 月 20 日～2 月 19 日（19 日 17：00 必着）

水源連の基本的考え方を以下に記します。

水源連の基本的考え方　　ダムによらない治水のあり方について

○　今後の治水の考え方

１　想定を超える洪水への対応

想定を超える洪水が来ても壊滅的な被害を受けないように、耐越水対策堤防への強化を図るとともに、流域への洪水の受容の方策を可能な限り取り入れる。

（壊滅的な洪水被害をもたらすのは、逃げる間もなく洪水が押し寄せる「破堤による氾濫」であるので、洪水の越流があっても直ちに決壊することがない堤防「耐越水対策堤防」に強化していくことが今後の最も重要な治水対策である。）

○　従来の治水の考え方の是正

２　治水計画の目標流量の再設定

治水計画の目標流量は、机上の計算で仮定した過大な洪水流量ではなく、実際に観測された近年の最大洪水流量に近い数字とし、それを超える洪水は上記１で対応するようにする。

（ダム計画は、現実離れした過大な洪水目標流量を設定した治水計画によってその必要性が無理矢理つくり出されているので、目標流量を現実的な数字に再設定する必要がある。）

３　河道整備の最優先と流下能力の科学的検証

河道整備（堤防の整備と河床の掘削）を最優先する治水計画とし、それによって対応可能な洪水流量（流下能力）を科学的に検証し、それに基づいて治水計画を策定し直す。

（ダム計画は、河道整備によって対応可能な洪水流量（流下能力）を過小評価することによって必要とされていることが多いので、科学的な検証で正当な流下能力を求めることが必要である。）

４　ダム事業のＢ/Ｃの再計算

ダム事業の費用便益比（Ｂ/Ｃ）を現実に即して正しく再計算する。

（ダム事業の便益は、現実にはあり得ない架空の計算（複数個所以上で同時に破堤するなどの現実無

視の計算）できわめて過大な値が算出されており、それによってB/Cが１を超えるようになっている。便益を現実に即して正しく再計算すれば、いずれのダムもB/Cが１を大きく下回り、中止が妥当となる。また、ダムによる環境破壊を負の便益として算入すべきである。）

５　利水についての検証

（１）水道、工業用水道、農業用水の将来の水需要は、最近１０年間の実績の動向を再現できる方法で再予測を行う。

（２）水道、工業用水道、農業用水が保有する水源は、各水源の最近の使用実態に基づいて再評価を行う。

① 地下水については最近の使用実績量を保有水源としてカウントする。

② 計画中ダムの暫定水利権は１０年間程度以上の取水実績があれば、ダムなしの取水が可能なものとして安定水利権とみなすことにする。

私たちが提出した提案がどのように審議されていくのか私たちは監視しなければなりません。その意味でも、有識者会議の公開を実現させたいものです。

◎108 団体が団結して、説明会開催を求めよう！

108 もの団体が有識者会議の公開を求めています。公開されなければ実効性のある答申にはつながりません。公開を実現するには、国民の関心の高さを示していかなければなりません。

有識者会議がこれまでにどのようなことを論議してきたのか、本当にダム事業の見直しにつながる審議が行われてきているのか、私たちは国土交通省政務三役と有識者会議委員に説明を求めたいと思います。108 団体がこの説明会開催にむけて団結して取り組むことを提案します。テーマ別に検討するとした委員の意見が出されるであろう 4 月初旬には実現したいものです。

（イ）補助ダム問題に関して

✧　当別ダム　本体着工済みで検証対象から除外

本体着工済み、ということで検証対象からはずされた北海道の当別ダムは、今中止すれば、原状回復は可能ですので、「即凍結・検証」を求め続けましょう。

✧　石木ダム　事業認定申請

石木ダムは長崎県が強制収用のための事業認定を申請中です。毎日新聞報道によると、長崎県は大臣からの検証要請に対して「コメントできない」としています。私たちが県に検証を求めるのは当然のことですが、それに加えて、国は新たにダムの検証基準を作ろうとしているので、事業認定の判断基準そのものが変わることになります。ダム検証基準による検証が済むまでは事業認定の審査凍結を大臣は九州地方整備局に指示するのが当然です。私たちはこれらの実現に向けて全力を尽くしましょう。

✧　新内海ダム　事業認定取り消し訴訟

新内海ダム（内海ダム再開発）は香川県が収用裁決申請を香川県土地収用委員会に提出しています。ダム反対の地権者は事業認定取り消し訴訟を提起しています。毎日新聞報道によると、香川県は大臣からの検証要請に対して「拒否」としています。まったく許せるものではありません。事業認定取り消し訴訟は被告が四国地方整備局で、事業認定要件を満たしているか否かが争われます。石木ダムの場合と同様、河川行政の根本の変革に国が取り掛かっている最中なので、裁判所において国は「ダム見直し基準ができるまで訴訟審理の凍結を求める」と申し出るのが当然です。北陸地方整備局を被告として事業認定の取り消し訴訟が進められている辰巳ダムの場合も同様です。もちろん、それと併せて事業が凍結されなければ意味がありません。

✧　路木ダム、浅川ダム　　住民訴訟

路木ダムと浅川ダムの場合は住民訴訟が提訴されています。被告は各県です。県は、「国から検証を求められているので再検証を行う。それが終了するまでは法廷で答えることはできないので審理の凍結を求める」と裁判所に申し立てるのが当然です。もちろんその間は事業凍結です。

補助ダムに関してはこれらのことを国と県に強く求めていきましょう。

２．　各地の情報

①　八ッ場ダム

１月 24 日、地元の前原誠司国交大臣と八ッ場ダム予定地の地元住民との初の意見交換会が長野原町で行われました。前原大臣はダム中止方針の言明をあらためて謝罪した上で、厳しい国家財政などをあげ、今夏にまとまるダム検証の新基準で八ッ場ダムの是非を検証すること、その結果、「皆さん方のお気持ちにお応えすることはできない可能性がある」と述べ、中止を前提とした生活再建策の話し合いを求めました。それに対して、地元代表はダム本体の建設を求めて、生活再建策の話し合いを拒否し、意見交換は平行線に終わりました。

しかし、この意見交換会で発言した地元代表のほとんどはダム推進側が選んだ人たちであって、平行線になることは最初から予想されていました。地元住民にとって重要なことはダム建設ではなく、真の生活再建、地域再生であって、本当はそのことの話し合いを地元住民は強く望んでいます。面従腹背の八ッ場ダム工事事務所とダム推進勢力がつくり出す大臣と地元との表面的な対立関係を何とかしなければなりません。

②　石木ダム　　「石木ダム不要の世論形成」を目指しています。

九州地方整備局は事業認定申請を受理、企業地が存在する川棚町に事業認定申請書及び川棚町に関係のある部分の添付書類の写を送付、川棚町は土地収用法に基づき 12 月７日～同２１日に町役場分室で縦覧措置を行いました。石木ダム反対の地元住民と市民は九州地方整備局に長崎県からの事業認定申請を受理しないように要請していましたが、同整備局は土地収用法に定めている通りの手続きをとりました。そこで、地元住民と市民は、土地収用法の定めに従い、長崎県には意見書の提出、九州地方整備局には公聴会開催要求提出を行いました。現在、事業認定申請を受けての審理を凍結するよう、九州地方整備局に要求しています。

12 月 8 日、石木川まもり隊が中心になった、１２．８みずシンポジウム実行委員会主催による「シンポジウム　佐世保の水これから」が佐世保市内のアルカス SASEBO 大会議室で開催されました。水源連事務局（遠藤保男）から、「厳しい水事情の処方箋」と題した報告を行いました。佐世保市水道は漏水が毎日１万m3 もあり、漏水率は 13%弱にもなります。佐世保市水道局は漏水防止に力を入れているとは言いますが、漏水率は 1990 年頃から現在まで 13%という非常に高いままで続いています。佐世保水道の効率（取水した原水が浄水場や配水池、配管網を通ってユーザーの蛇口に達するまでの効率）の悪さは全国で最低に近い水準（給水人口１０万人以上の水道事業体 215 のうち 200 位以下）です。漏水対策をきちんとやることで「佐世保市の厳しい水事情」は解決できることを訴えました。

2010 年 1 月 21 日、社民党佐世保市議団が学習会「佐世保市の水事情を検証する」を開きました。水源連事務局（遠藤保男）から、佐世保水道の実態と漏水対策のあり方について報告しました。

毎日新聞報道によると、長崎県は国土交通大臣からの検証要請に対して「コメントできない」としています。2 月には知事選挙が行われます。石木ダム反対の地元住民と市民は、「佐世保市に石木ダムは不要」の世論喚起を図ると同時に、ダム反対に理解を示す知事誕生を目指す活動にも取組んでいます。

③　新内海ダム　　「事業認定取り消し訴訟を支える会」の結成を目指しています

石木ダム反対の市民が香川県庁前で街頭宣伝活動を毎月行っています。

12 月 25 日夜、真鍋武紀知事は「補助金を受ける前提で県予算を編成し、年度内に事業を推進する」と強調しています。併せて、国土交通大臣からの検証要請については「拒否」としています。

ダム反対の地権者は事業認定取り消し訴訟を提訴しています。「寒霞渓の自然を守る連合会」をはじめとした新内海ダムに反対する地元の方々はこの訴訟を支える会の結成を目指しています。その呼びかけがされたときには皆さまのご協力をお願いいたします。

④　荒瀬ダム　　熊本県、撤去を表明

球磨川にかかる荒瀬ダムは潮谷義子知事のときに撤去が決まりましたが、、蒲島知事は厳しい財政を理由に撤去方針を撤回しました。これに対して流域住民と八代市が同ダムの撤去を強く求めてきました。この要求を頑なに拒否してきた蒲島郁夫知事ですが、事態が急転しました。

ダムの水利権の期限切れは今年３月末ですが、県は「発電は継続するので、単純な更新手続きだけで地元の同意は不要」と楽観視していました。ところが、国交大臣により、水利権存続には漁協など地元の同意が前提の「水利権の新規取得」が必要と指摘され、同意を取り付けるのは困難であるため、撤去せざるを得ない状況に追い込まれました。

蒲島知事は２月３日、2012 年度から荒瀬ダムの撤去に着手することを表明しました。本格的なダム撤去は日本でははじめてのことです。

３．　「中止を獲得したダム・現地からの報告」

「水源連ホームページに皆さんの成果であるダム中止の実績を掲載することが「ムダなダム中止」に向けての参考になる」と、水源連の藤田恵顧問から提案をいただきました。このことはきわめて重要なことなので、直ちに準備を進めてきました。

早速、ダムを中止に追い込んだ市民団体の方々に「ダム計画の概要、ダム計画の問題点、ダム中止に追い込んだ経緯、中止理由、中止獲得までに苦労されたこと、現在の状況」などの執筆をお願いしました。現在までに寄せていただいている報告を後ろに掲載します。

報告を寄せていただいた皆さんに久しぶりに連絡を取りましたが、とても元気にされています。中止後もその河川・流域の保全に関わっておられます。そして、ダム中止に至るまでの全国の皆さんのご協力に感謝しておられます。

この報告は、水源連ホームページにも掲載しました。下記 URL をクリックしてご覧ください。

http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennnope-zi2/chuusidamu/chu-sidamu%20houkoku.html

（準備中　とあるダムについてはそれぞれの方が現在鋭意執筆中です。今しばらくお待ちください。）

４．　事務局からのお知らせ　と　お願い

1）　「国交省政務三役と有識者会議委員に説明を求める会」に向けて

「Ⅰ．事務局からの報告」で記した「108 団体が団結して、説明会開催を求めよう！」を実現するべく準備を進めます。説明会当日は、説明を受けると共に皆さんの現場で問題としていることを紹介してその対応について質問する場にしたいと思います。皆さんにもその用意をしていただくようお願いします。

2）　今年の全国集会・総会　　北海道二風谷ダムと平取ダムに焦点を当てます

北海道が事業者である当別ダム、北海道開発局が事業者であるサンルダム・平取ダムの凍結・見直し・中止、洪水調節機能を喪失したばかりか洪水流出の障害となり且つ下流の水質悪化をもたらしている二風谷ダムの問題・・・、など多くの問題に取り組まれている北海道の皆さんに、今年の全国集会・総会を開催することを引き受けていただきました。開催時期は 9 月頃の予定です。

3）　情報提供のお願い

各地の情報を事務局までお知らせください。

政権交代にともない、ダム問題をめぐる動きは激しく変わってきています。各地でも様々な動きがあることと思います。

水源連では、ホームページ（http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2.html　　水源連のページ　で検索をかけてください）やメーリングリストで最新の情報を随時流しています。下記あてに各地の最新情報をお寄せください。

また「水源連だより」は、年４回の発行予定ですので速報的には間に合 いませんが、次号では各地

のまとまった情報を掲載したいと思っています。次号は５月～６月ごろ発行予定です。次号の原稿募集についてはメーリングリスト等でお知らせします。こちらにも各地の情報をお寄せください。

情報送付先：

紙資料：	佐藤　守	〒181-0016 東京都三鷹市深大寺２－２７－１３
メールへの添付 FILE：	遠藤保男	yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

水源連は会員相互の情報交換ツールとして、FILE 添付可能 ML と不可能 ML、二つの ML を設けています。水源連会員の方はどなたでも加入できます。水源連が特にお世話になっている方々にも ML に入っていただいております。水源連の ML に参加ご希望の方は遠藤保男（アドレスは上記）までお知らせください。

4）　会費納入のお願い

✧ 皆さんの会費有効期限について

「私は会費をいつ納めたか忘れてしまった。」という声をよく耳にします。

今回は封筒の宛名シールに会費納入状況を記号で記載しました。

右下の日付はその方の会費有効期限です。水源連の会計年度は 11 月 1 日としています。

2010/10/31 と記されていれば、2010 年 10 月 31 日までの会費が納入されていることを示しています。C とのみ記されていれば、「会員になっていただけませんか」という意味です。B はしばらく会費が納入されていないことを意味しています。A はつい最近まで会費納入がされていることを意味します。領は領収書同封を意味します。

✧ 会費納入、新規加入について

封筒の宛名面にＡ，Ｂ，Ｃの記載がある方は、今年度の年会費の納入もしくは水源連への参加をよろしくお願いいたします。なお、年会費が届滞っていた場合でも、過去にさかのぼることなく今年度の会費を納入いただくだけで結構です。

会費納入は同封の「ゆうちょ銀行　払込取扱票」でお願いいたします。

新規加入の方は通信欄に「新規加入」と記入してください。

2010 年 1 月 15 日　第 2 回有識者会議報告

2010 年 1 月 15 日午後 3 時から、2 回目の上記有識者会議が開催されました。

非公開であることに対して、14 日に住民団体が抗議と公開を求める 2 回目の要請を行いましたが、2 回目も非公開でした。この有識者会議はダムによらない治水のあり方を追求し、従来の河川行政を根本から変えていくことを目的とするものですから、国民とともに議論を進めていく姿勢がなければ、国民の共感を得る答を得ることができません。公開はその目的を達成するための必須の条件であるにもかかわらず、公開をかたくなに拒否しました。

2 回目はこれまでのダム依存水行政に異論を唱えてきた淀川水系流域委員会の生みの親であり且つ国交省を退職して同流域委員会の委員長を務めた宮本博司氏と、水源連共同代表の嶋津暉之氏が参考人として出席要請がありました。二人とも公開を求めましたが聞き入れられませんでした。宮本氏は「非公開であるならば出席拒否」を選択され、嶋津氏は「有識者会議が少しでも後ろ向きではない答申を出すように」と出席要請に応じました。お二人の結果は異なるものの、苦渋の決断でした。

15 日の嶋津氏の陳述には補助者として遠藤も同席しました。

冒頭に座長が、公開要請があったことについて非公開の理由を説明しました。その主旨は、この会議では特定の河川、ダムも議論の対象となるが、それがそのままオープンになると、その関係住民に不安を与える恐れがあるので、公開しないというものでした。しかし、これは理由にならない理由です。

嶋津氏は主に次のことを陳述しました。

15 日の有識者会議における配布資料は国交省のホームページに掲載されています。

http://www6.river.go.jp/riverhp_viewer/entry/y2010e63a795e5783f9cc2330b4991f1d97ae84f539bef.html

そのうちの資料１－１，１－２，１－３，１－４が嶋津氏の配布資料です。

資料１－２がスライドで使ったものです。

嶋津氏陳述の主な論点

- **ダムによる治水対策の問題点**
  - ①　ダムの集水面積は小さく、もともと、あまり大きな効果を持ち得ない。
  - ②　雨の降り方によって治水効果が大きく変動するギャンブル的治水対策である。
  - ③　ダム地点から下流に行くほど、洪水ピークの削減効果が減衰する。
  - ④　ダム地点の洪水が想定を超えると、ダムは治水機能が急減する。

- **新規ダムを治水計画から除くためのステップ**

第１ステップ

治水計画の目標流量の再設定

治水計画は、机上の計算で求めた現実離れした過大な洪水流量ではなく、実際に観測された近年の最大洪水流量に近い数字を目標流量とする。

第２ステップ

新規ダムよりも河道整備優先の治水計画へ河川整備基本方針で定められている河道整備を優先して進める。

第３ステップ

河道整備で対応可能な範囲と洪水受容の方策の徹底追求

①　現況河道で流下が可能な洪水流量および河床掘削や堤防の一部嵩上げで流下が可能となる洪水流量を追求する。

②　河道整備で対応できる範囲を超える洪水については豊川霞堤地区の事例および国交省による球磨川の川辺川ダムの代替治水策を参考にして、流域への受容の方策を追求する。

第４ステップ

想定規模を超える洪水への対応策洪水が堤防を越流することがあっても、堤防が直ちに決壊しないように耐越水堤防に強化するとともに、流域への洪水の受容の方策を追求する。

- **ダムの費用便益比（B／C）の正しい再計算の実施**

新規ダム事業の費用便益比（B/C）を現実に即して正しく再計算し、ダム中止の理由を明確にする。

陳述後の質問・意見

- 「嶋津氏の陳述内容を基本的に支持する」という意見
- 「基本高水流量を棚上げにして、戦後最大などの洪水流量を治水計画の目標とするのが現実的である」という意見
- 「降雨量を引き伸ばしで基本高水を出すことが科学的だ」という意見（基本高水流量を恣意的に大きく算出するカラクリとして使われていると嶋津氏は反論）
- 「ゲリラ降雨と破堤が問題であり超過洪水対応を考えなければならない」という意見、
- 「越水対策堤防は重要であるが、技術的な見通しが明確ではない」という意見
- 「洪水を受容する選択をした場合、受容地域の公平性をどのように確保するのか」という意見、
- 「これまでは洪水を河道とダムでおさえるとしてきたが、頭を切り替える必要があり、国交省の範囲だけではできない。この委員会では実際にできることを考えるべきではないか」という意見

などが出されました。

会議の全体的な雰囲気としては、治水計画の目標流量を現実的な値にし、超過洪水対策として、耐越水堤防と氾濫受容の可能性を探っていく方向性はあったように思います。

その中で特に重要な課題は耐越水堤防（越流洪水があった場合に、直ちに決壊しない堤防）の技術的な見通しをつけることです。

これが今後の治水対策の要になりますので、それを求める国民的な運動を展開していくことが必要だと思います。

（報告者　遠藤保男）

[108 団体からの要望書]

2010 年 2 月 8 日

国土交通大臣
　前原　誠司　様

別紙申入れ団体の連絡先
水源開発問題全国連絡会（事務局　堀田正人）
〒102-0093　東京都千代田区 1-7-1　W201
TEL　03-5211-5429　FAX 03-5211-5538

全国１０８市民団体からの
「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の公開を求める要望書

昨年 9 月に国交大臣にご就任されて以降のご活躍に敬意を表します。
就任後ただちに、「川辺川ダムと八ッ場ダムの中止」と「すべての工事中ダム事業の見直し」を言明され、その後も実際に見直しを行う方針と手順を明らかにされてきています。これまでのダム依存型河川行政からダムによらない河川行政への大転換を進めようとされていることを、私たち国民は心から支持しております。

そして、ダムによらない河川行政の礎を創出し、その視点からダム事業見直しの基準をつくるため、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置されました。わが国の治水政策の転換を目指す有識者会議の目的はすばらしいことなのですが、残念なことに、この会議は「非公開」とされています。

これまでに多くの市民団体がこのような重要な目的を持った有識者会議は公開であるべきと考え、前原大臣と中川博次座長に公開を求めてきましたが、受け入れていただくことができませんでした。
私たちが有識者会議の公開を求める理由は、下記の通りです。
「従来の河川行政を根本から変えていくことを目的とするものであるから、国民とともに議論を進めていく姿勢がなければ、その答申は国民の共感を得るものになりません。公開はその目的を達成するための必須の条件です。」

有識者会議を非公開にする理由とされているのは、「会議の中で出てくる特定の河川名、ダム名が公開されると、関係住民に不安を与える」ということですが、それがなぜ非公開の理由になるのでしょうか。公開してこそ、その関係住民とともに望ましい治水のあり方を考えることができるのであって、国民とともに考えるプロセスがなければ新しい河川行政の方向を具現化することはできません。

公開の場での事業仕分けは「事業の必要性を国民が考える」絶好の機会を作り上げた快挙でした。現政権が多くの国民に支持を受けているのは、公開によって問題の本質を国民に示し、国民がその問題をともに考えることを基本にすえた政治を目指していることにあります。

ダムによらない河川行政に変革していくという画期的な取組みをされている前原大臣は、1 月 20 日に「今後の治水対策のあり方に関する意見募集について（お知らせ）」を発表しました。国民の視点に立ち返ったものと高く評価いたします。国民から寄せられた意見は有識者会議で審議されるとことになります。どのように審議されるのかは全国民の関心の的です。「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を公開されるよう、あらためて強く要望いたします。

まことに恐縮ですが、本書面到達後 7 日以内に連絡先あてに書面でご返答いただければ幸いです。

末尾になりますが、全国から１０８団体がこの要請をしている重みをご考慮いただきたく思います。

別紙　　要請団体一覧　　(50 音順)

番 号	団 体 名
1	安威川ダム反対市民の会
2	昭島環境フォーラム
3	アサザ基金
4	浅川ダム建設予定地の再調査を要望する会
5	浅川・千曲川等治水対策会議
6	旭川・森と川ネット21
7	荒瀬ダムの撤去を求める会
8	伊賀の特別天然記念物オオサンショウウオを守る会
9	伊賀・水と緑の会
10	石木川の清流を守り、川棚川の治水を考える会
11	石木川まもり隊
12	石木ダム建設絶対反対同盟・ダムからふるさとを守る会
13	市川緑の市民フォーラム
14	イテキ・ウエンダム・シサムの会
15	稲田地区浅川問題を考える会連絡会
16	茨城県の水問題を考える市民連絡会
17	ウォーターワッチネットワーク
18	内海ダム事業認定取消請求訴訟原告団
19	美しい球磨川を守る市民の会
20	美しい錦川を未来へ手渡す会
21	FoE japan
22	大洲市の住民投票を実現する会
23	太田川ダム研究会
24	奥胎内ダムを考える会
25	海上の森野鳥の会
26	霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会義
27	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議
28	川辺川・東京の会
29	川辺川・福岡の会
30	川辺川土地改良事業組合の税金のムダ使いを考える住民の会
31	川辺川を守りたい女性たちの会
32	寒霞渓の自然を守る連合会
33	環境会議・諏訪
34	環境共育を考える会
35	環境ネットワーク旭川地球村
36	環瀬戸内海会議
37	九州住民ネットワーク
38	球磨川からすべてのダムを無くして鮎の大群を呼び戻す会
39	渓流保護ネットワーク・砂防ダムを考える
40	子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会
41	相模川キャンプインシンポジウム
42	サンルダム建設を考える集い
43	三番瀬を守る会
44	三番瀬を守る署名ネットワーク
45	自主・平和・民主のための広範な国民連合長崎
46	自然愛・環境問題研究所
47	自然林再生ネットワーク
48	設楽ダムの建設中止！名古屋の会
49	設楽ダムの建設中止を求める会
50	下川自然を考える会
51	下球磨・葦北川漁師組合
52	新川決壊水害訴訟原告団
53	水源開発問題全国連絡会
54	STOP八ッ場ダム・市民ネット
55	清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会
56	全国自然保護連合

番 号	団 体 名
57	大雪と石狩の自然を守る会
58	脱ダムネット関西
59	玉川峡(紀伊丹生川)を守る会
60	多摩の地下水を守る会
61	ダム反対鹿沼市民協議会
62	千葉県自然保護連合
63	千葉県野鳥の会
64	千葉の干潟を守る会
65	導水路はいらない！愛知の会
66	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会
67	十勝自然保護協会
68	利根川・江戸川流域ネットワーク
69	利根川の水と自然を守る取手連絡会
70	利根川流域市民委員会
71	苫小牧の自然を守る会
72	富川北一丁目沙流川被害者の会
73	〈長野の開発と環境を考える〉信州ラプソデイ
74	長浜町をまじめに考える会
75	成瀬ダムをストップさせる会
76	日進自然観察会
77	日本湿地ネットワーク
78	東久留米の水と景観を守る会
79	肱川漁業協同組合
80	肱川の清流と自然を守る会
81	肱川・水と緑の会
82	平取ダム建設で失われる自然を守る会
83	平取ダム建設問題協議会
84	ふるさとの清津川を守る会
85	(社)北海道自然保護協会
86	北海道自然保護連合
87	北海道の森と川を語る会
88	槇尾川ダムの見直しを求める連絡会
89	水問題を考える市民の会(佐世保市)
90	身近な川を見守る会
91	みんなで佐倉市をよくする会
92	ムダなダムをストップさせる栃木の会
93	メコン・ウォッチ
94	最上小国川の真の治水を考える会
95	やつしろ川漁師組合
96	山鳥坂の自然を守る会
97	「やまんたろ・かわんたろ」の会
98	八ッ場あしたの会
99	八ッ場ダムをストップさせる茨城の会
100	八ッ場ダムをストップさせる群馬の会
101	八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会
102	八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会
103	八ッ場ダムをストップさせる千葉の会
104	八ッ場ダムをストップさせる東京の会
105	ユウパリコザクラの会
106	吉野川みんなの会
107	路木ダムを考える河浦住民の会
108	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

群馬県議会八ッ場ダム対策特別委員会での

意見陳述を終えて（１月２２日）

嶋津暉之

経過

八ッ場ダム推進派が多数を占める群馬県議会で八ッ場ダム対策特別委員会が昨年秋に設置され、今まで推進側の参考人ばかりが呼ばれてきました。今回（１月２２日）は、ダム見直し派の県議の強い働きかけで、八ッ場ダム反対派である大熊孝新潟大学名誉教授と私の招致が実現し、それぞれ治水面、利水面から意見を述べました。今までダム推進側の専門家としては、治水面では宮村忠関東学院大学教授、利水面では虫明功臣東京大学名誉教授が意見を述べています。

陳述のポイント

私は、今回は利水面に絞って、八ッ場ダムの必要性が全くないことを具体的なデータに基づいて陳述しました。私の意見陳述に使ったスライドは「八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会」のブログに掲載されていますので、そちらをご覧ください。

http://yambasaitama.blog38.fc2.com/blog-entry-335.html

ダム推進側は虫明氏が利水面での八ッ場ダムの必要性を陳述していますので、その陳述内容を否定することにも力を注ぎました。私の陳述のポイントは次のとおりです。

・首都圏の水道用水は節水機器の普及と人口の減少でますます減少し、水余りの状況が一層顕著になっていく。群馬県の水道用水もますます減少していくので、基本的に新規の水源開発は無用のものとなっている。

・地盤沈下が沈静化しているので、各市町村水道の自己水源である地下水を活用すれば、県営水道の八ッ場ダムの暫定水利権がたとえなくても、県営水道給水対象地域の水道は水需給に不足をきたすことがない。安全性が高く、味の面でも優れた地下水を水道水源として活用することは群馬県民にとってメリットが大きいので、地下水重視の水行政に転換すべきである。

・県営水道と県営工業用水道の広桃用水転用水利権は冬期は八ッ場ダムの暫定水利権となっているが、冬期も長年の取水実績があって、取水に支障をきたしたことがない。この暫定水利権は国交省の水利権許可制度を変えれば、八ッ場ダムがなくても、実態に合わせて安定水利権にすることが可能である。

・八ッ場ダムの夏期の利水容量は既設の利根川水系ダムの約５％しかないから、完成しても、渇水への利根川の状況はさほど変わらない。

・「八ッ場ダムがあれば、平成８年は取水制限日数を１００日減少させることができた」

という国交省の話は、 現実と遊離した計算の結果に過ぎない。
・１０年に１回の渇水年では利根川水系ダムの供給可能量が２１％も減少する」という第５次利根川荒川フルプランの計算も現実と遊離したものであって、１０年に１回の渇水年を考えても八ッ場ダム等の新規の水源開発は不要である。
・八ッ場ダムの計画堆砂量は関東地方の大規模ダムの堆砂実績と比べて小さすぎる。下久保ダムの堆砂実績値等から推測すると、八ッ場ダムはダム完成５５年後には夏期利水容量が半減し、８０年後には夏期利水容量がなくなる。

感想

私としては、この委員会において虫明氏の陳述内容と私の陳述内容のどちらに理があるか、事実に基づく議論ができることを期待したのですが、質疑の時間が短く、内容に立ち入った議論はほとんどできませんでした。まことに残念です。

八ッ場ダム対策特別委員会は八ッ場ダム推進の口実をつくりだすために、推進側の思惑で設置されたものですから、今後のことは多くは期待できません。しかし、八ッ場ダムの必要性がないことを具体的なデータできちんと示しておくことはその動きにブレーキをかけることになるのではないかと考え、私はできるだけの準備をして精一杯の陳述をしました。

中止ダムからの報告

こうして「中止」を勝取った！！！

ダム・堰計画の「中止」・「凍結」を実現させた皆さんからの報告です。

中止獲得に至るまでの過程、工夫、更に中止・凍結後の状況も報告されています。

中止・凍結されたダム・堰				掲載
ダム名	立地先	起業者	中止・凍結年など（決定は前年度）	
千歳川放水路	北海道	北海道	2000 年度から	○
松倉ダム	北海道	北海道	2001 年度から	○
新月ダム	宮城県	宮城県	2001 年度から	○
渡良瀬遊水池総合開発２期	群馬・栃木・茨城・埼玉県	関東地方整備局	2003 年度から	○
相模川水系建設事業２期	神奈川県	関東地方整備局		○
清津川ダム	新潟県	北陸地方整備局	2003 年度から	○
下諏訪ダム	長野県	長野県	2006 年度から	準備中
蓼科ダム	長野県	長野県	2006 年度から	準備中
矢作川河口堰	愛知県	中部地方整備局	2001 年度から	○
紀伊丹生川ダム	和歌山県	近畿地方整備局	2003 年度から	○
細川内ダム	徳島県	四国地方整備局	2001 年度から	○

下諏訪ダム、蓼科ダムは只今作成中です。

ダム事業の名称	千歳川放水路計画
所在都道府県、水系、河川名	北海道・石狩水系・石狩川・千歳川
事業者名	北海道開発庁

事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況（自由記述・図表等の貼り付け可）

事業の概要（規模、目的、大まかな変遷など）

千歳川放水路計画は、１９８２（昭和５７）年に北海道開発庁が石狩川水系の洪水対策のために策定した計画です。１９８１（昭和５６）年の大規模な洪水を契機に千歳川放水路計画が急浮上してきた。それまでの基本高水流量を 9,000‰/s から２倍の 18,000‰/s に引き上げられ、その流量配分をダム 2,000‰/s・遊水池 1,000‰/s・本川 14,000‰/s、残り 1,000‰/s を流域とは無関係な太平洋に放水路を作り洪水時のみ千歳川を逆流させ流出させることが決定された。

事業の問題点（必要性の評価、自然破壊、地域社会破壊など）

- 基本高水流量の過大な設定
- 流域外への放水によるあらたな被害（酪農地帯の分断・漁業被害）。
- 美々川流域（湿地帯）の乾燥化。
- 洪水被災地域の住民とあらたに被害を被る住民との対立。
- 洪水被災地域住民への説明が全く為されていないことによる過度の期待感を植えつけていた。

中止に至る経過（構想段階から中止に至るまでの経過）

計画の中止決定に至る１７年間、放水路をめぐる様々な動きがあったが、放水路の完成により、自然破壊・農業・漁業に大きな被害を被ることになる苫小牧での反対運動は、「千歳川放水路に反対する市民の会」が中心となって、80,000 人を超える反対署名を集め、また、同時に洪水被災地住民との対話集会を数度にわたり開催し、計画の無謀さや、放水路により漁業、農業被害が転化されことなどを説明してきた、また、代替案（遊水地・池・堤防の強化）の模索に取り組んできた。

本来、一刻を争うべき洪水対策が１７年間にも及ぶ膠着状態になった大きな原因は、千歳川放水路計画のみならず、治水あるいは利水に伴う大規模公共工事が社会問題に発展している要因と同様、河川を管理する側が計画立案に至る経過（データ含む）を全く公開していないことにあった。

このような状況下、北海道知事の私的諮問機関として「千歳川流域治水対策検討委員会」を発足させ、「道民合意を得られる結論を求める」としたが、検討委員会が非公開となったため、「論議過程が道民に明示されない状態で、道民合意を得ることはできない」として、全面公開を求め、途中からではあるが公開となり、論議経過の透明度が高くなった。

中止理由　（起業者が挙げる中止理由と、皆さんが捉えている中止理由）

北海道開発庁の事業であるが、閣議決定がなされ実行段階でコンサルに丸投げしたような情況で、「千歳川流域治水対策検討委員会」における「反対する会」など漁業団体（地元苫小牧漁協・北海道漁業団体連合会）・植苗美沢地区酪農組合・学者グループ・自然保護団体の技術的反論・計画自体が持つ疑問点に北海道開発庁が十分な説明出来得なかったことが挙げられるが、河川法の改正がおおきなブレークポイントになった。

この事自体は余り評価されていない面でもあるが、村山内閣の建設大臣五十嵐氏のブレーンの功績でもある。

北海道開発庁は、千歳川放水路計画自体が旧河川法の下で策定されていることから、計画自体に影響はないとしたが、北海道知事・苫小牧市長が慎重姿勢を崩すことができなかった。

中止後の状況（当初目的についての現況、地域生活再建、河川・地域環境の現状、ダム等計画復活

の動きの有無など）

遊水池・地や堤防強化などに計画が変更された。

中止獲得までに特に苦労したこと・中止獲得に至るまでの創意工夫

活動の中心が苫小牧から札幌へと移り、市民運動として長期にわたる活動は困難であったが、中心となるメンバーに対して、地元の自治労苫小牧市職労および、北海道本部が最後まで支援を継続してくれたことが、継続につながった。

中止獲得までに協力を得た団体とその内容

そのほか特に伝えたいこと

当時の団体名	千歳川放水路に反対する会
現在の団体名	同上
連絡担当者	大西陽一
住所（郵便番号から）	〒053-0018 苫小牧市旭町 4-6-6 自治労苫小牧市職労　退職者の会
電　　話	0144-32-6149
Ｆ　Ａ　Ｘ	
電子メール	yohnishi@blue.plala.or.jp
ホームページ	

ダム事業の名称	松倉ダム
所在都道府県、水系、河川名	北海道函館市松倉川（二級河川）
事業者名	北海道　松倉ダムの建設

事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況（自由記述・図表等の貼り付け可）

事業の概要（規模、目的、大まかな変遷など）

松倉川流域においては今まで数多くの洪水被害を受けてきたことから、松倉川流域（本川松倉川、支川湯の川、鮫川等）の治水安全度の向上を図るために、昭和41年度より改修工事を実施している。しかし、昭和 56年8月の豪雨と台風により洪水が発生し、大きな被害を受けたのを契機として抜本的に治水対策を検討する必要が生じ、沿川が高度に土地利用されている状況から地域への影響を考えた結果、大幅な河道改修は困難であると判断し、ダム建設を計画した。また、函館市の水道計画においては、人口の増加、水洗化の普及、工業団地への企業誘致などにより水需要の増加が予測され、新たな水源を求める必要があった。計画では、洪水調節は自然調節方式とし、ダム地点における計画高水流量220立方メートル/sのうち215立方メートル/sの洪水調節を行うとともにダム下流の流水の 正常な機能の維持と増進を図る。あわせて、函館市の水道用水として、ダム地点で20,000立方メートル/日の取水を可能とする。【ダムの規模～堤高72.0m、堤頂長300m、堤体積240,000立方メートル、総工費310億円/着工予定：平成7年度】。利水は平成12年には人口増加で一日最大給水量149km3/日が能力（150km3）を超えるとした。

その経過（事業目的）で松倉ダムは多目的ダムとして平成５年度に実施計画調査に着手した。松倉川水系の治水対策は、河道拡幅・分水路・遊水地・放水路等について検討を加えた結果、家屋の移転や耕地への影響が少なく、水需給対策にも対応できる松倉ダム（上流）と分水路によることとした。その後、平成6年に再調査した結果、堤体部の岩盤の脆弱性が発見され完成予定は延びることになった。平成7年、新河川法が施行された際に北海道は松倉ダム計画をそれに従い市民参加の検討会を公開にて行った。その後、北海道が時のアセスメントを打ち出し松倉ダム、士幌高原道路など7事業を再評価をするとし、平成10年10月30日に松倉ダム建設を中止とした。なお、北海道が再評価で説明している上流ダム案+分水路案は正式には平成12年度から始まった治水検討会で提示されたもので再評価時に北海道建設部がダム案を残しておきたい考えと見ている。

事業の問題点（必要性の評価、自然破壊、地域社会破壊など）

松倉ダムは、1992年12月の建設予算が国会を通り北海道の事業として市民に初めて明らかにされた。函館市は直前に北海道から「ダムを造るから水を使って欲しい」と打診。OKをしたとされ、市関係者は「まさか予算化されるとは？」と驚愕したという。つまり市の利水政策に緊急性が無かったものと思われた。松倉ダムは多目的ダムであり、治水と利水であるが、その利水については人口動態が問題であった。いわゆる過大な人口増（平成17年315千人推移）を基に積算された予想であり市内の地勢有識者からも疑問が新聞に掲載された。なお実算はマイナス25千人（平成17年:290千人）だった。一方、治水では松倉ダムは本流の越流と支流の外水氾濫を防ぐものとされたが、当時、松倉川を考える会の独自調査から内水氾濫が多いと判断し、利水も含めダム建設による洪水調節効果は極めて薄く代替策で対策可能との考えを市民団体等が持つようになった。自然環境においては二級河川だが、中核都市には珍しい大型ダムの無い河川であるため河川生態系も豊饒で絶滅危惧種なども多数生息することが判明していた。自然環境については北大農学部助手だった栗山浩一氏がCVM(仮想評価法)を用い松倉川の自然損失を2870億円もの高額と公表した。

中止に至る経過（構想段階から中止に至るまでの経過）

北海道は平成５年度から本格的な諸調査を実施し、流域の治水対策等の計画概要や自然環境への影響について、住民へ説明するため準備を進めていたが、この間、事業を巡りその必要性や自然環境への影響など様々な意見があり、このままでは事業の円滑な推進に支障をきたし、長期間停滞するおそれがあったことから、一旦立ち止まって（北海道時のアセスメント）住民意向の把握に努め、今後の進

め方を再検討することとした。構想段階からは前述した経緯や市民団体等の運動（フォーラム、市民集会、コカリナコンサート、河川調査などの公開、写真展、「清流松倉川」など本の出版等）があったり、NHKのETV特集などでメデアからの発信も効を奏した感もある。また北海道庁内部（流域森林を管理する林務など）でもダム建設に寄る森林、河川環境のダメージや費用対効果への各種疑問があり、函館市でも利水の人口動態を企画部作製の長期計画（期待値）をもとに水道局が調製していたため行政側は矛盾や足並みの乱れなどが現れ建設のみが目的のように進んでいった。そのような背景で事業は硬直化した側面から、北海道は事業見直し路線が具体化、道財政の硬直化対策と時のアセスメント、新河川法が加わって大きくダム事業中止への流れが出た。とくに、時のアセスメント、再評価のモデル事業に松倉ダムが一番手の挙がったのがそれらを示す結果となった。

中止理由　（起業者が挙げる中止理由と、皆さんが捉えている中止理由）

－函館市においては、人口動態が減少傾向にある中で、給水人口の見直しなどの必要があるとの考え方が示されており、水源確保のためのダム建設の緊急性は認められない。また、治水対策については、自然環境の保全を求める市民の声や代替性の可能性があることなどを踏まえ、計画全体を見直す必要が生じた。以上の点を総合的に判断し、多目的ダムである松倉ダムの建設は取り止めることとする－と再評価調書では書かれており、松倉川を考える会でも同等な中止理由を掲げてきた。

中止後の状況（当初目的についての現況、地域生活再建、河川・地域環境の現状、ダム等計画復活の動きの有無など）

＊ 北海道の治水の見解H10.10.30：今後の取組み、治水対策について河道改修や放水路、遊水地、ダムなどの様々な方策が考えられるが、今後、松倉川水系の一層の安全度の向上に向けて、住民参加や学識経験者の協力を得ながら、効果的な方策を検討していく。当面は、現在実施している河川改修の積極的な推進に努めるものとする。また、函館市が今後予定している水需給計画の見直しに当たっては、これまでの経過を踏まえ、北海道としても必要な協力を行うこととする。以上

＊ ダム中止後、平成11年11月に北海道と函館市が治水検討会の開催について松倉川を考える会へ意見交換を求め来会し、考える会は「検討会開催は函館市で地元専門家（学者）と流域住民代表、団体など全てを参集し、かつ各部局も加えて開催してほしい・・・」と要望。全国的にも有名になった地域住民が「基本高水」を決める、「松倉方式」の検討会（学識者による専門部会と住民団体による地域部会）の大綱がこのとき決まった。

＊ 松倉川水系治水検討会（北海道、函館市が事務局で新谷融氏が座長）が平成12年3月に開始され同14年3月まで合計24回の検討会、ワーキング開催により、「洪水は内水が主」「洪水と環境保護の共存は可能」の共通認識が醸成されたことで本流ダムに頼らず、雨水管の整備、河川整備、遊水池、貯留などの治水計画（総合的治水-面的流出抑制策-未来構想図：下段図）が策定された。開催にあたって新谷氏は「地域部会が主である」と明言。これまでの「ダム推進が底流の専門部会」をサポート組織に後退させ、地域の判断に従わせたところ、地域部会は「ダムは無用」と答申。よって本流ダム案は事実上無くなった。

＊ 函館市（水道局）の利水総括H20.1.11：当会から函館水道ビジョンのパブリックコメントの回答

> 松倉ダムは，松倉川流域の治水安全度の向上と函館市の利水を目的として計画されましたが，治水対策としては，環境保全や代替性の可能性があることおよび利水としての緊急性が認められないことなどの理由により，平成 10 年 10 月 30 日，事業主体であった北海道にてダム建設の取りやめが決定されております。 その後，本市水道事業としては，水源事故や渇水などの被害を最小限とするために函館地区における４箇所の水源をネットワーク化し原水の相互融通を可能とするための施設整備を進めてきました。このような状況や近年における水需要の推移などを勘案すると，水道事業者としても松倉ダムの必要性は認められないと考えております。

その後の取り組み：平成10年以降、同21年まで、河川拡幅整備などで深刻な洪水被害は起きていない。また、人口減で給水制限も無い。

＊ 松倉川水系流域懇談会の開催（事務局、函館市で松倉川水系治水検討会の団体委員が年１回集合）

＊ 松倉川を考える会が流域保全に関して、＊大型商業と住宅地域の流出抑制策＊北電鉄塔建設の土砂流出防止策＊高規格道路、新外環状線の環境対策、などを提言し「水の貯留と循環式」施工に反映中。

＊ NHK「さわやか自然百景・函館松倉川・冬」H21.2月、NHK北海道クローズアップで「北海道の公共事業」H21.12月で松倉川の自然とダム問題を報道した。

中止獲得までに特に苦労したこと

1. 運動は反意では無く、疑問を明かすことへ徹底し市民への公開に重きを置いたこと。
2. ダムが無効なのが判明してから推進派にも積極的に接したこと。
3. 行政の頑（かたく）なさをすこしずつ説得し交渉、情報公開などへ至ったこと。
4. 会員の中には自職や家庭をつなげ運動を続けているため生活力に支障がでたこと。
5. 組織分裂（排除行為）を避けるのに一体感を造る努力をしたこと。

中止獲得に至るまでの創意工夫

1. 環境問題を筆頭に対立軸をもっていかなかったこと。（環境はもろ刃の剣）
2. 団結と和を尊び排除行為をしなかったことや外部団体主導で運動を進めないこと。
3. 運動を支持してくれる政党、団体、有識者、行政内部と意見交換を積極的に行ったこと。そして裏切らなかったこと。
4. 着地点と中止後の対策を明確化するのに役所側と責任を持って調製したこと。
5. 水源連など全国組織の団体と連携をしたこと。
6. メデアとケンカしないこと。

中止獲得までに協力を得た団体とその内容

1. 水源連（全国の事例を配信して頂き国政にも働きかけて頂いた）
2. 北海道自然保護協会（道庁へ説得。集会を開催し助言も頂いた）
3. 札幌弁護士会（合意形成の勉強会を開催）
4. 北海道の森と川を語る会（勉強会講師派遣や札幌での運動展開して頂いた）
5. NHK、朝日新聞、北海道新聞、函館新聞などメデア関連（紹介を多数して頂いた）
6. まちづくり市民会議、植物研究会、函館市内の各団体（集会に参加頂いた）
7. 民主党、共産党、社民党（国政、道政、市政で取り上げて頂いた）

そのほか特に伝えたいこと

＊ ダムに疑問を抱き運動に参加して今日まで18年になります。当時、ダム推進派の先鋒で洪水被害（死亡と冠水被害）を何度も経験してきた当時鱒川町会の会長、伊藤文三さんが、ダム中止後の検討委員会の最後に「皆さんがダム以外の方法でというならそれでいい（洪水が無くなればいい）・・・」とコメントされダム至上案を最後になり取り下げました。このとき、安堵と同時に重い責任感が私の胸に沸いて涙も出てきました。ダム中止の市民運動は本来の目的が中止に追い込むことでは無くて、中止後の治水政策、利水政策に関与する責任を持つことにミッションがあると感じています。ぜひこれを忘れないで欲しいと思います。もちろん中止に至らなくも継続しなければなりません。先日も、松倉川の傍に住む伊藤文三さんとお会いしてきました。現在ではともに流域保全に関して情報交換をする仲になっており、ともに同じ方向を見ながら川の自然と向き合う関係に至ったことをおしらせします。

（本報告の文、図は北海道松倉ダム再評価調書、松倉川水系治水計画総括、函館市水道ビジョン等から一部、引用した。）

（文責：松倉川水系治水検討会委員　松倉川を考える会　事務局長　鎌鹿隆美）

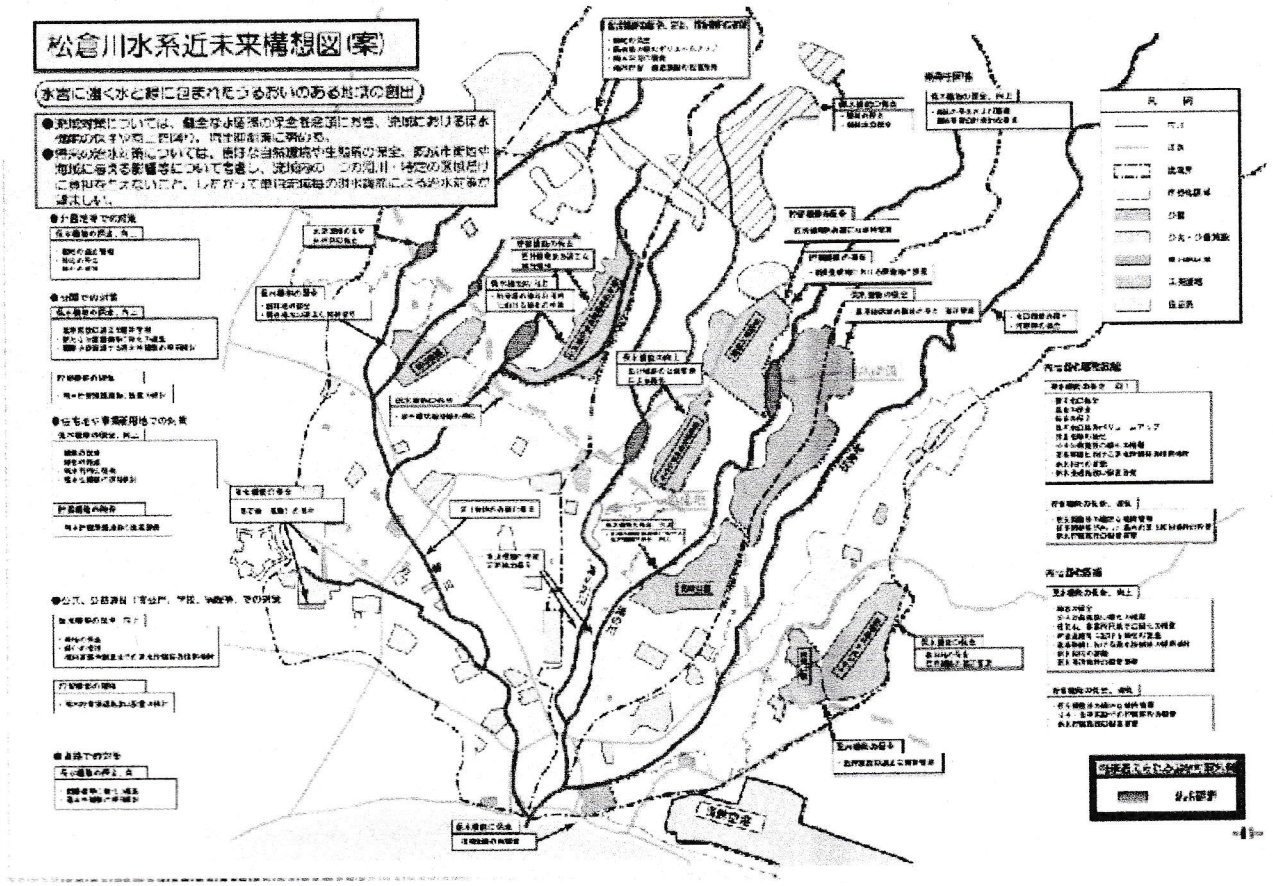

当時の団体名	松倉川を考える会　（会員 120 名）
現在の団体名	同上
連絡担当者	鎌鹿隆美・かまかたかよし（事務局長）
住所（郵便番号から）	〒042-0935 函館市駒場町 9-10　自然倶楽部　内
電　　話	0138-31-5339
Ｆ　Ａ　Ｘ	同上
電子メール	t-kamaka@fine.ocn.ne.jp
ホームページ	http://blogs.yahoo.co.jp/kamaka_ryu

ダム事業の名称	「大川水系大川総合開発事業計画」新月ダム(多目的タム)
所在都道府県、水系、河川名	宮城県気仙沼市　2級河川大川水系大川
事業者名	宮城県及び気仙沼市

事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況（自由記述・図表等の貼り付け可）

事業の概要（規模、目的、大まかな変遷など）

昭和49年2月発表(総事業費105億円)

型式：重力式コンクリートタム

総貯水量：270万m3・有効貯水量970万m3・堤高62m・堤頂長425m・堤体積30万m3

事業の目的：　洪水調節・流水の正常な機能の維持・上水道用水(45500m3/日)・工業用水（2!500 m3/日）

【事業の変遷】

昭和54年10月　　台風20号q8-1田1大川が氾濫。激甚災害の指定。河川改修5力年計画の策定。当初計画の基本高水流量1600m3/sが1000m3/sに変更。

同63年4月　　新月タム建設事業として国庫補助事業採択

同5月　　「大川総合開発事業新月ダム建設工事と同工事委託に関する基本協定」を宮城県と気仙沼市が締結。完成は昭和75年(2001年)

総貯水量1550万m3・有効貯水量1250万m3・堤高66m・堤頂長450m・堤体積38万m3・上水道用水(4500万m3／日)・総事業費340億円・

治水：曙橋基準点の基本高水1/50で1000m3/s・計画高水800m3/s

事業の問題点（必要性の評価、自然破壊、地域社会破壊など）

必要性の評価

当初計画の水需要予測は目標年次昭和65年に給水人口12万人、計画給水量72000m3/日と過大なものであった。また基本高水は曙橋基準点で1600m3/s、計画高水は1000m3sであった。

暫定水利権

気仙沼上水道第4次拡張事業に必要な新たな取水量11000m3/日は暫定水利権iとしてしか許可されず、安定水利権にするにはタムによる開発が条件。国は暫定水利権を振かざして、気仙沼市にダム事業を押しつけた。

自然破壊

ダム上流の支川を、堆砂防止のため三面コンクリート張りの流路溝化する計画により、原始河川が消滅し生態系に与える影響は図り知れない。

地域社会破壊

「新月地区新しい郷づくり」計画では、気仙沼本吉圏等の広域レクレーション需要に対応するため、タム湖周辺に96haの広域公園をつくる。そのため集落の再編が進み人と風土の結びつきが絶たれ山村社会の崩壊が進行する。

平成4年3月21日

新月ダム湖予定地のバックウオーター地点で、平行して走る国道284号からタンクローリーが転落し、積んでいたA重油11キロリットルが大川に流出する事故が発生した。約2、5キロ下流に新月浄水場の取水場、約7キロ下流には館山浄水場の取水場ありいずれも取水停止した。自衛隊が出動しテッキブラシで岩を洗い、ポンプで砂利、砂に付着した重油を洗い出すなど油除去に務めた。全面復旧には24日を要したが、この事故により水源を大川一本に依存する気仙沼市上水道事業の弱点が露呈した。

中止に至る経過（構想段階から中止に至るまでの経過）

平成2年9月(25日)　新月ダム建設反対期成同盟の臨時総会。ダムサイト直下の柳沢地区が脱退し「柳沢地区反対期成同盟会」を結成したことへの対応検討。

同9年8月　建設省「休止ダム事業」と発表「地権者の反対等により、長期間にわたってダム事業の進捗を図ることができない状況であることから、改めて多角的な検討を行う必要がある」

同１０年2月　県が「大川治水利水検討委員会」(首藤伸夫委員長)を設置

同11年11月2日　「水源連」遠藤保男(利水)嶋津暉之(治水)両氏が「大川治水利水検討委員会」で参考人として意見発表と提案を行った。

利水：節水施策と水道施設の効率的運用を図れば、一日最大取水量を安定水利権の範囲内に抑えられる。

治水：現行計画通りの河道改修を速やかに実施すればダム建設は不要。曙橋基準点での流量観測態勢の整備を急ぐべきである。

11月25日　「大川治水利水検討委員会」は「市民の意見を聴く会」を開催。8人の意見発表枠に84人の申し込みがあった。治水利水はダムで対応すべきとの主張は3人、河道改修で対応など新月ダム反対が5人であった。

同12年6月　「大川治水利水検討委員会」が浅野知事に意見具申

1)基本高水は50年確率で870m3/sが妥当(現行計画は1000m3/s)

2)河道改修で対応が適当(現行計画は、ダム+河道改修)と思われ、基本計画を2年以内に策定明示すること。

3)気仙沼市が見直した水道計画36000n13/日は妥当であり利水計画にっいては新月ダム予定地の地域情勢を考慮した対策を講じるべきと思われる。

11月　建設省が補助中止を発表

新月タムは「大川治水利水検討委員会」の意見具申を踏まえ、治水は他の案で検討することとなったため補助を中止する。

同15年3月　「三陸水系流域委員会気仙沼(大川水系)地域委員会」で県は「大川の河川改修の方針について」を説明。

1)基本高水は1000m3/sとする。対応は別途協議会を設置し意見を聞いた上で河川管理者の県が方針を判断する。(870m3が1000m3に上方修正された)

2)今後概ね30年間は大幅な河道拡幅を伴わない、河道内掘削による改修をすすめ、河道流下能力を800m3/sまで高めていく。

7月　「大川治水計画意見交換会」設立

同16年2月　第4回「大川治水計画意見交換会」は知事提出の意見をまとめる。

基本高水は1000m3/s、計画高水は800m3/sとするが拡幅はせず遊水池、放水路の組合せが妥当。知事は早急に「大川河川整備基本方針」及び河川整備基本計画を策定することを望みます。

3月　浅野知事へ上記「意見」を提出。

中止理由　(起業者が挙げる中止理由と、皆さんが捉えている中止理由)

起業者側の理由

平成9年9月10日付けで反対同盟は浅野史郎知事に「新月ダム建設計画の休止の理由について」の要請書を提出し回答を求めた。

回答)昭和63年度から建設事業として用地交渉、地質調査等の諸調査、更には付け替え道路の整備を進めてまいりました。建設省は平成10年度の概算要求において、改めて全国のダム事業について、緊急性や必要性等を見直すこととなり、新月タムにつきましては、計画発表いらい24年を経過し、いまだ本体着工のめどが立っていない地元情勢や気仙沼市の水需要の動向及び下流河川の改修状況等について、建設省とも総合的に検討した結果、県としても休止はやむを得ないものと判断したものであります。また、大川の治水及び利水対策については、長期間経過する中での社会情勢の変化を踏まえ、気仙沼市との調整を図り、計画見直しも含めて検討することとしております。なお、大川が気仙沼湾に与える影響については、何らかの関わりはあるものと考えられますが内容については把握しておりませせん。

反対同盟が考える理由.

1) 反対派の土地での実施計画調査は許さず、特に河川予定地の指定につながる湛水線測量は絶対に認めないことを申し合わせた。またピラミット型会長制の組織の弱点に早く気付き、3集落からそれぞれ代表を出す3代表制に改め、3代表の合意で行動を決める制度にした。「三ない運動」を標語にし「家に入れない」「話を聞かない」「調査をさせない」を徹底した。

2)水道水質悪化、水道料金の高騰、ダム湖の富栄養化、タムサイトの劣悪な地質、気仙沼湾の養殖漁業への悪影響等、全国各地のダム公害といわれる社会現象を気仙沼市民に伝え理解してもらう広報宣伝活動を続ける…方、促進派が国に促進陳情をする度に、反対同盟は国に反対の意志を配達証明付き文書で表明し続けた。国は県と市にたいして地元の反対が直接国に来るようでは困ると音をあげさせるほど執拗に続けた。

3)共有地運動・予定地内の山林数百m2を全国に呼びかけ、専門学者はじめ81人の協力を得て共有地登記をした。自分の暮らしに土足で踏み込んで来たダム計画を決して許さないという自尊心を持ち続け、市民にむけて常にダム建設の不必要性を訴え続けたことが反対運動を支えた。

中止後の状況（当初目的についての現況、地域生活再建、河川・地域環境の現状、ダム等計画復活の動きの有無など）

当初目的の現状

1)ダム中止後、平成30年度の水需要予測は最大取水量36000m3/日としていたが、その後の需要減により32000m3/日に見直した。水源対策は安定水利権25000m3、地下水の新規開発6070m3、慣行水利権の余裕水の転用と期別取水3100m3の計34170m3/日でそれぞれの事業を進めている。

2)館山浄水場の老朽化にともない、表流水20000m3を新月浄水場に送る導水管布設は21年度で終了した。地下水の5000m3は引き続き館山浄水場で配水する。

3)治水対策の現状タム中止にともない「大川治水利水対策検討委員会」が、平成12年6月、1/50確率で洪水時流量を870m3／秒とし、ダムではなく河道改修で対応する事が適当であり、2年以内に河道改修の計画を策定し明示するよう知事へ具申した。

同12年7月　新月ダム建設促進期成同盟(会長鈴木気仙沼市長)が、目的達成が不可能になったとして解散した。

9月　気仙沼市議会のダム建設調査特別委員会が解散。

12月　新月ダム関係地権者会112人(ダムと付け替え国道地権者)は、ダム中止によって損害が生じたとして、26年間の精神的、経済的損失として約6億7千万円の損害補償を県・市に要求した。(①逸失利益112人分5億5千3百万②過疎化による宅地評価損12人、3744万③移転対策・住宅改造8人、4852万④山林管理16人、1600万⑤平成2年から11力年の活動や研修視察の損害額1680万)【県・市は損害賠償は制度上不可能と回答、付け替え国道284号の沿道の同地権者会の複数の幹部の山林を買収「道の駅」を建設し騒ぎを治めた】

同13年2月22日、新月ダム建設反対期成同盟は発展的解散総会を開く。

3月　「三陸水系流域委員会気仙沼(大川水系)地域委員会」が発足r河川整備計画」の検討

7月12日、タム付け替え道路の国道284号(2.46km)が、新月バイパスとして完成した。タム中止後も国道事業として継続された背景には、平成4年度に大蔵省主計局斉藤次郎次長の配慮で80億の予算が付けられたことによる。国民健康保険の国への一元化を図る大蔵省は、反対する全国知事会を説得するため、全国市長会の国保の代表だった菅原雅市長に協力を求め、鈴木俊一都知事の説得に成功したことによる。

同15年7月　「大川治水計画意見交換会」が「河川整備基本方針」の検討をはじめ、16年3月・「大川の治水計画について」(意見)を知事に答申「1/50確率、基本高水流量1000m3秒。治水計画は河道拡幅を伴わない河道800m3/秒と遊水池、放水路の組合せが概ね妥当である」

同16年12月　16年度に着工した大川下流の河川改修は17年度から概ね15年間で完成(32年度)させるとしていたが、27年度とすると県議会で発表した。

中止獲得までに特に苦労したこと

地域内にはダム建設をチャンスとして地域振興を図ろうとする勢力の声がしだいに大きくなるとともに、反対同盟の地権者の中からも条件闘争に傾く者が現れはじめた。相継ぐ脱退者、反対同盟の分裂

などのため、72人いた会員が最終的に27名まで半減し、タム着工に追いつめられたが、逆に少数になったことで相互理解が深まり団結力が強くなった。
「経済問題」：昭和50年、年会費2000円/人で144000円だったが、平成9年度の反対同盟の会費は27名分54000円がおもな収入であった。当初から会費のみでは反対運動を展開することはできないため、篤志寄附をつのり全国大会出席、専門学者の招聘の都度経費に当てた。

中止獲得に至るまでの創意工夫

1) 反対運動の経費を捻出するため「お茶の共同購入」で年10万円以上の収入を得た。
2) 会長制度を止め、3地域からそれぞれ代表を選出する「三代表制」とし、多数決でなく三者の同意が役員会の決定条件とした。
3) 家にいれない、話を聴かない、調査をさせないの「三ない運動」の徹底

中止獲得までに協力を得た団体とその内容

1) 昭和五十年代はじめ頃、岩手大学と東北大学の自主講座の学生数人から全国各地の住民運動や新月ダムの反対運動の方法などについて聞く。
2) 全国水問題協議会:昭和51年頃運営委員になり、社会党機関紙局の石橋正典氏はじめ、石川錬治郎、大崎正治、高橋裕、伊藤滋氏等を知る。日田市での全国大会に参加した時、参加者一行は下筌ダム堤内を高橋裕教授に案内された。(この日、松下竜一一氏の「砦に拠る」が会場で販売された)
3) 全国自然保護連合:篠田健三氏から宮ケ瀬ダム計画の過大予測を指摘した反対運動を教えられ、その分析を担った嶋津暉之氏を知った。
4) 大川水系調査団(生越忠団長他9名):昭和58年7月24日気仙沼市前木地区で宮城県と気仙沼市を招き「大川水系と新月ダム問題を考えるシンポジウム」を開く。当初計画の基本高水流量1600m3/sが昭和54年の未曾有の水害をもとに見直したら1000m3/sに下方修正されたことを指摘し当初計画の計画高水流量1000m3/sの河道改修を行えばダムは不要であると指摘。そのほか劣悪な地質、杜撰な水需要予測など露呈する。(詳細は開発と公害23号に掲載)昭和60年1月、嶋津暉之氏に依頼した「新月ダム建設問題に関する意見書」が開発と公害第30号に収録された。国・県・市に反対陳庸書に添付し提出。
5) 水源開発問題全国連絡協議会:平成5年11月16日の結成集会に参加。

そのほか特に伝えたいこと

当時の団体名	新月ダム建設反対期成同盟
現在の団体名	六石(ろっこく)の会
連絡担当者	熊谷博之
住所（郵便番号から）	〒988-0842 宮城県気仙沼市久保 207
電話	0226-55-2707

ダム事業の名称	渡良瀬第二貯水池
所在都道府県、水系、河川名	栃木県ほか　利根川水系　渡良瀬川等
事業者名	国土交通省　関東地方整備局

事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況

事業の概要

規模：総貯水容量１１４０万m3
目的：洪水調節、都市用水の開発

渡良瀬遊水池は第1～第3の三つの調節池からなる。渡良瀬遊水池にはすでに総貯水容量２６４０万m3の渡良瀬貯水池（谷中湖　１９８９年完成）が第1調節池内にあって、もう一つの平地ダム（平地を掘削してつくる貯水池）を第2調節地内に造る計画であった。

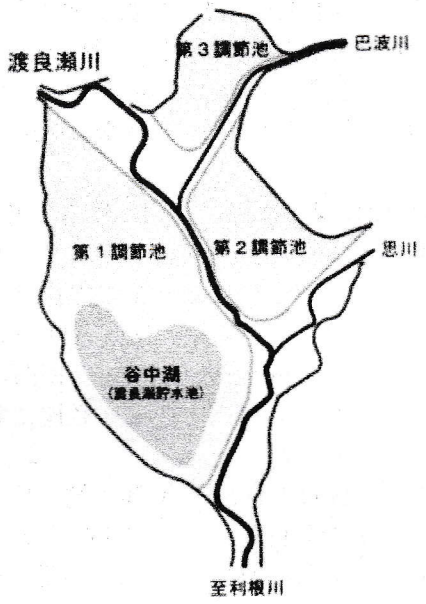

事業の問題点

渡良瀬遊水池は本州最大のヨシ原が広がる湿地帯で、多くの希少な動植物が生息・生育している自然の宝庫であるが、渡良瀬貯水池やゴルフ場の建設で遊水池の貴重な自然が破壊されてきている。第二貯水池の建設は遊水池の自然破壊をさらに進めるものであった。

さらに、渡良瀬貯水池は首都圏の水ガメの一つであるが、渡良瀬川の最下流にあるため、浮遊性藻類の異常増殖で水質の悪化がひどく進行しており、第二貯水池も同様に水質の悪化が予想さされるものであった。

建設の根拠と矛盾

第二貯水池の建設目的のうち、利水については首都圏の水道用水の需要が減少の一途を辿っているので、必要性がなくなっている。治水についても渡良瀬遊水池全体としてすでに１７１８０万m3の治水容量があって、それで大洪水への対応が可能となっているので、第二貯水池によって治水容量を増やす必要性も失われている。

中止に至る経過

1　渡良遊水池の開発に反対する集会（1990）、公聴会で意見陳述、他シンポジウム（10回、うち建設省出席6回）、講演会（2回）、展示会（1回）を開く。
2　会報創刊（1991）、ブックレット「渡良瀬遊水池」発刊（1991）、リーフレットと絵はがき作成（1993）、ガイドマップ作成（1995）、「渡良瀬遊水池の動植物実態調査報告書」（1993）等出版。
3　「渡良瀬遊水池の開発中止を求める」署名活動と、署名提出（1992年一次提出34000）に伴う建設省との話し合い。
4　渡良瀬貯水池の放流水による水道水のカビ臭事件（1990江戸川流域）により、貯水池の水質調査開始（1992）、またヨシ原浄化池の水質浄化効果の調査を毎月実施した。
5　渡良瀬遊水池の動植物実態調査（植物、昆虫、野鳥）（1992～）
6　建設省が「渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ）事業審議委員会」設置し（1995）、計画見直しの審議委員会を開催するに当り、会員が会場につめ傍聴の要求と、本会から委員への情報提供を徹底した（6回）。
7　「渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ）事業審議委員会」が、「計画の２～３年中断」を答申（1996）し、第2次「渡良瀬遊水池自然保全と自然を生かした利用に関する懇談会」が設置されて、代表世話人が委員として出席。会員は毎回傍聴し、懇談会の方向の問題点を明らかにした。

そして、懇談会の提言書作成に当って、代表世話人が積極的発言を徹底的に行った。

8　本会は、提言書「渡良瀬遊水池エコミュージアム・プラン」を作成し（1999）、懇談会に提出した。

9　「わたらせ未来基金」を発足させ、渡良瀬遊水池の氾濫原として貴重であることを、東京大学生態保全研究室と協働して調査（埋土種子調査）する体制をつくり、成果をえた。

１０　「渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ）事業審議委員会」が再開され（2001）、「計画中止」を答申し、翌年、正式決定。

中止理由

公表された中止の理由は次の２点である。一つは水質問題で、現在の渡良瀬貯水池は浮遊性藻類の異常増殖で劣悪な水質になっており、第二貯水池も同じような水質の悪化が予想されることであった。もう一つは、遊水池の自然の価値をおろそかにできず、その自然を壊す第二貯水池の建設を安易に進めることができないということであった。実際にはそのほかに首都圏の水需要の減少傾向で利水面の必要性が失われてきたことも中止の大きな理由である。

中止後の状況

第二貯水池計画の中止に伴って、その計画に含まれていた治水容量の増強は今後検討すべきこととして先送りされたはずであったが、国交省利根川上流河川事務所は2003年度に方針を変えて、治水容量の増強計画の推進を打ち出すようになった。約500万m3の予定であるが、これだけ大きな掘削が行われれば、遊水池の自然が大きなダメージが受けることは避けられないので、この反対運動を現在まで続けている。

渡良瀬遊水池は乾燥化の方向にあって、湿地本来の豊かな生物相が後退しつつあるので、湿地の再生が大きな課題となっている。当住民協議会は豊かな自然を取り戻すための「渡良瀬遊水池・エコミュージアム・プラン」を発表し、その実現に取り組んできている。

一方、利根川上流河川事務所もこの湿地再生の問題を取り上げて、治水容量増強を湿地再生と両立させて進める方向を打ち出しており、当住民協議会としてはむずかしい局面になっている。

中止獲得の要因

渡良瀬遊水池は、足尾鉱毒事件を沈静化させるために明治政府が、谷中村を廃村にして造ったところであり、また、栃木・群馬・茨城・埼玉の４県にまたがる本州以南最大のヨシ原であることから、開発反対運動は遊水池の歴史と自然を守るため、利根川流域の住民が結集して進められてきた。この利根川流域住民への運動の広がりによって第二貯水池計画の中止を勝ち取ることができた。

中止獲得までに協力を得た団体

谷中村の遺跡を守る会、水源開発問題全国連絡会、東京の水を考える会、日本野鳥の会栃木県支部、渡良瀬の環境を考える会、田中正造大学

そのほか特に伝えたいこと

関東地方の真ん中に、自然豊かで広大な渡良瀬遊水池があることを多くの人に伝えたい。

当時の団体名	**渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会**
現在の団体名	同上
連絡担当者	猿山　弘子
住所（郵便番号から）	〒328-0053 栃木県栃木市片柳町 4−16−1
電　　話	0282-23-1078
Ｆ　Ａ　Ｘ	同上
電子メール	watarase@cc9.ne.jp
ホームページ	http://www.watarase-kyougikai.org/

ダム事業の名称	相模川水系建設事業　第２期工事 （相模大堰・宮ヶ瀬ダム開発水の供給事業）
所在都道府県、水系、河川名	神奈川県　相模川水系相模川および支流中津川
事業者名	神奈川県内広域水道企業団（相模大堰）・国土交通省関東地方整備局（宮ヶ瀬ダム）

事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況

相模川水系建設事業第２期工事の中止（平成２０００年度に凍結決定）

相模川水系建設事業第１期工事において、宮ヶ瀬ダム（２０００年）・相模大堰（２００２年）の二つのダムが完成したため、一般には、この事業は完成したととられている。

しかし実際には、利水計画の半分に相当する相模川水系建設事業第２期工事が中止となり、計画された取水量の半分に相当する取水・導水・浄水・給水の事業がストップしたことはあまり知られていない。

中止に至る経過

宮ヶ瀬ダムにおいては、水没住民や宮ヶ瀬ダム問題を考える県民の会などによって長年にわたる反対運動が繰り広げられた。

相模大堰建設については、1989 年から相模川キャンプインシンポジウムなどの市民団体による反対運動・公金支出差し止め裁判・相模大堰円卓会議等が行われた。

円卓会議（企業団・神奈川県と市民団体の討論、一回２時間程度、約５年間で四十二回開催）において、市民側は事業を進める県・企業団にデータの開示を求めた。得られたデータを水源連・裁判弁護団・原告団メンバーが徹底的に解析した上で、建設理由が虚偽であることを詳細に証明し、事業の不要性を提示しつづけた。この結果、県・企業団は反論不能に至った。

ダム建設の理由とされた利水上の必要性は、過大な水需要計画によって作られた事実無根の建設理由であり、相模大堰等の建設が２重投資による公金の無駄遣いであることを市民側が証明し、円卓会議・裁判で追及し続けた結果、相模川水系建設事業第２期工事は建設理由を失い、中止に追い込まれた。

相模大堰円卓会議のように、徹底した情報公開と、決着がつくまでダム起業者と市民団体が議論することができれば、ダム建設の必要性が妥当かどうかを明白にできることが分かった。

しかし、残る問題点は、公正な第３者による裁定を円卓会議では得られなかったことにある。裁判においても、裁判官は市民側の主張の妥当性は認めたが、ダム建設は行政の裁量の範囲で決められるとし、現在の裁判所に公正な裁定を求めることはできないようだ。

起業者が挙げる中止理由

起業者は、相模川水系建設事業第２期工事については、安全な水の安定給水に支障がないと判断される間は事業計画を策定せずとして凍結しているが、今後水需要が大きく増える可能性はゼロに等しため、第２期工事が復活する見込みは全く立っていない。

中止後の状況

当初の計画では相模大堰で1日約130万トン取水する計画であったが、第2期分の施設の建設が中止されたため、半分の1日約62万トンの取水だけが行われている。残りの1日約68万トンの取水は実質上中止となった。

相模大堰の下流に位置する寒川取水堰では、相模大堰での1日約62万トンの取水を正当化するために、施設を遊休化させている。

無駄なダム開発を行った行政職員や事業者などは、いまだに何のペナルティも受けずに、給料をもらい、それぞれに出世している。国交省・神奈川県・広域水道企業団等の行政職員、建設会社・コンサル会社など関連業者、関連財団への天下りなど、ダム関連で収入を得る一部の人間の金銭的な利益のために税金・水道料金が駄遣いされ続けている。

一方で、ダムの開発水は余りつづけ、水道会計は赤字を抱え込んでいる。たとえば川崎市は、過剰なダム開発水に対する支払いに困り、ダム開発水を優先するあまり、水質が良く、災害にも強い地下水源である生田の地下水を廃止しようとしている。宮ヶ瀬ダム・相模大堰で作られた負債を一度清算しない限り、神奈川県における健全な水道行政は望めない状況にある。

宮ヶ瀬ダム下流の中津川では、ダム貯水による水量の減少、みお筋の固定化等の影響で河原の樹林化が激しく進行し、完成後の約十年間で本来の河川環境が急激に失われた。宮ヶ瀬ダム・相模大堰を含め、相模川には数多くのダムが設置されているため（相模ダム、城山ダム、磯部頭首工、寒川取水堰など他にも多数のダムがある）、ダムによる自然環境破壊の影響は河川域に止まらず相模湾にまで及び、河口干潟の消滅や、砂浜の消失など海までの大きな影響が出ている。

対策として、相模湖の浚渫のために毎年25億円、砂浜の復元にも多額の対策費が支出され続けている。

当時の団体名	相模川キャンプインシンポジウム
現在の団体名	相模川キャンプインシンポジウム
連絡担当者	岡田一慶
住所（郵便番号から）	〒229-0038　神奈川県相模原市１－ ２－ １３
電　　話	0427-57-3262
Ｆ　Ａ　Ｘ	
電子メール	BXI04376@nifty.ne.jp
ホームページ	

ダム事業の名称	清津川ダム
所在都道府県、水系、河川名	新潟県　信濃川水系　清津川
事業者名	国土交通省　北陸地方整備局

事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況（自由記述・図表等の貼り付け可）

事業の概要（規模、目的、大まかな変遷など）

規模：堤高１５０ｍ　堤頂長：３７０ｍ　総貯水容量：1億7千万m3

目的：洪水調節　灌漑・都市用水

総工費当初算定2500億円

事業の問題点（必要性の評価、自然破壊、地域社会破壊など）

湯沢町の三俣・八木沢・大島の3集落110戸が水没

下流中里村の国立公園名勝天然記念物清津峡の景観・環境被害の恐れ

建設の根拠と矛盾

信濃川の基準点小千谷での基本高水1万3500m3/sと計画高水1万1000m3/sの差2500m3/sを上流ダム群で調節するもの。清津川ダムは同規模のダム6～7個のうちの一つであるが、他のダムの建設予定がない。信濃川全集水面積のうち清津川ダムの集水面積は２％以下に過ぎない。先に堤防強化やかさ上げが必要。

下流自治体の利水要望が1980年（昭和55）に35m3/sから1992年（平成４）に2m3/sに激減。

中止に至る経過（構想段階から中止に至るまでの経過）

1966年（昭和41）予備調査開始

1971年（昭和46）概要説明　地元ダム対策協が反発

1981年　建設省が地元に生活再建計画案を提示　住民集会で受け入れ拒否

1984年（昭和59）清津川調査事務所開設　実施計画調査に入るが地元は交渉拒否

1990年（平成２）県が地域整備計画案を提示　生活再建に係る調査のみ同意

1998年（平成10）実施計画調査受け入れ

1999年（平成11）湯沢町議会が建設促進決議（建設業救済のため）

三俣ダム対策協は町議会に抗議

NGO清津川ダムを考える会発足

2000年（平成12）与党3党が公共事業見直し案　清津川ダムは実施計画調査に入っても10年以上未採択として中止にリストアップ

地元県議・国会議員が働きかけ、亀井静香建設大臣が復活させる。

北陸地建事業評価監視委員会が専門委員会を設置（その後12回開催）

2001年（平成13）下流中里村議会が全会一致で反対決議

ふるさとの清津川を守る会発足　署名12000筆提出

2002年（平成14）三俣地区住民署名　18世帯53筆　専門委員会に提出

7月　専門委員会は中止答申

12月　国交省中止決定

中止理由　（国交省平成15年度予算に向けた再評価結果一覧　再評価結果一覧　平成１４年１２月末時点）

「治水面では、信濃川流域における治水安全度の向上が必要かつ重要であるが河川整備の優先順位が不明確であること、また利水面では、現時点で直ちに大規模な水資源開発を行う緊急性は薄いと考えられ

ることから、清津川ダムの実施計画調査は中止することが適当である」という清津川ダム専門委員会の答申を最大限尊重し、清津川ダム実施計画調査の中止する。

中止後の状況（当初目的についての現況、地域生活再建、河川・地域環境の現状、ダム等計画復活の動きの有無など）

- 2009年現在、信濃川水系河川整備計画策定のための学識者会議を継続中（基本高水の見直しはなく、治水計画は宙に浮いたまま）
- 下流自治体の市町村合併等により、利水要望はほぼ消滅
- 地域生活再建は具体的に進んでいない（ダム計画がもたらした地域分裂の影響が大きい）
- 清津川下流では、引き続き東京電力の流域変更する発電水利権更新に反対運動が続く
- ダム計画の復活の動きは無し

中止獲得までに特に苦労したこと・中止獲得に至るまでの創意工夫

公共事業チェック議員の会を呼んでの現地視察・地元住民との懇談会を行ったことで、公に反対を言えなかった水没予定地区住民のなかに反対意思表明する気運が生まれた。

清津川ダム専門委員会は第1回が非公開で行われたため、考える会など関係団体が公開を強く要望し、第2回から公開となった。その結果、審議の透明性が確保され、多くの傍聴者やマスコミが見守る中で委員の意見が起業者寄りになることなく行われた。また、委員会宛てに関係団体からのこまめな資料送付や住民署名が提出されたことで、一方的に起業者資料に偏る判断が避けられたことは、中止答申に大きな影響になったと考えられる。

中止獲得までに協力を得た団体とその内容

水源連・旧中里村・村議会など

そのほか特に伝えたいこと

大熊孝元新潟大学教授が専門委員会の委員であったことは、反対派に大きくプラスになった。

当時の団体名	清津川ダムを守る会
現在の団体名	
連絡担当者	三橋　允子
住所（郵便番号から）	〒959-0421 新潟県新潟市鱸　１７６
電　　話	0256-88-2290
Ｆ　Ａ　Ｘ	
電子メール	mituhasi-m@mua.biglobe.ne.jp
ホームページ	
団体名 連絡担当者 住所 電話 FAX 電子メール	ふるさとの清津川を守る会 藤ノ木　信子 〒949-8433　新潟県十日町市小出　２１３７－３ 025-763-3761 025-763-4186 Nobuko.f@crest.ocn.ne.jp

ダム事業の名称	矢作川河口堰事業
所在都道府県、水系、河川名	愛知県　矢作川
事業者名	中部地方整備局

事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況（自由記述・図表等の貼り付け可）

事業の概要（規模、目的、大まかな変遷など）

・治水そして塩害の防止

矢作川河口から約２．４kmの地点（左岸：愛知県西尾市西奥田町６番割、右岸：同県碧南市川口町１丁目）に可動堰を設置することにより、河道浚渫とあいまって、当該堰設置地点における計画高水流量7,000 m³/sを安全に流下可能にするとともに、塩害を防除し、流水の正常な機能の維持と増進を図る。

・利水

愛知県西三河地域及びその周辺地域の工業用水として、新たに3.0 m³/sを取水する。

・事業費

計画発表時の昭和５２年に、本体工事費２６４億円と発表。

昭和５４年から休止決定までに、護岸工や承水路工などで２０２億円を支出。

事業の問題点（必要性の評価、自然破壊、地域社会破壊など）

・治水

計画高水流量7,000 m³/sは１／１５０確率の設定とされるが、異常に過大すぎる。中流の岩津基準点（河口から29.2km）の計画高水流量が6,400 m³/sとされているが、同地点における戦後最大流量は伊勢湾台風時の3,590 m³/sに過ぎない。

上流での相次ぐダム・堰建設と、中下流部での川砂利採取によって、土砂の流下が激減し、河床低下が顕著で、河積は着実に拡大している。昭和３８年と同５５年比較で、中流域で4.5m、河口付近で2.0mの河床低下。したがって、着実な堤防の補強工事こそが最高の治水対策である。

・塩害

建設省（当時）の資料でも、昭和５４年以降、塩害は激減し、水稲被害は平成２年以降皆無となった。それは、河口堰関連事業としての承水路工事によって、用排水分離事業が完成したためである。河口付近の農業団体でも、建設省が昭和５４年以来取り組んできた堤防補強工事と承水路工事を評価して、「堰は必要なし」という声が強かった。

・利水

矢作川に設定されている愛知県企業庁の工業用水水利権は6.69 m³/s、年間換算２億1,100 m³であるが、第１次オイルショック後の最大使用実績は平成２年の１億7,300 m³に過ぎない。この間にもトヨタを中心とする西三河の製造品出荷額は増大の一途をたどってきたのだから、河口堰を利水目的とすることは、明らかな政策的誤りである。

「休止」への転機

・１９９５年６月にダム等事業審議委員会対象施設に選定された。

１９９５年１２月　矢作川河口堰事業審議委員会第１回委員会

（委員長　井関弘太郎名大名誉教授・地理学）

１９９７年３月　　第５回委員会

委員長が、委員からの指摘に応じて、「河口堰建設が環境に与える影響」と「愛知県の利水計画」に２点について、建設省の調査・整理を求め、委員会を１～２年間休会すると取りまとめた。

１９９８年５月　　第６回委員会

愛知県、工業用水水利権の全面返上を表明。

１９９８年８月１４日　　第８回委員会

建設大臣に、「矢作川河口堰建設休止」を答申。

・１９９８年８月１８日　建設大臣、休止決定を発表。

・２０００年１１月１８日　「休止」が「中止」決定に。

「休止」への諸要因

1）建設省を相手に交渉をしたり、集会を開催するような市民団体・環境団体は存在しなかった（時折、ビラ配りをするようなグループがあった程度）。

2）ノリ・アサリ漁に従事する三河湾の漁協の反対姿勢は終始変わらなかった。

3）１９９６年２月　内水面の矢作川漁協が、補償金交渉から決別して、河口堰反対を表明し、審議委員会傍聴活動をした。

4）矢作川河口堰の休止は、長良川河口堰反対運動の成果だと言わざるを得ない。

5）愛知県の水利権返上の表面的な理屈は、新規水源開発による原価上昇分が年間総配水量あたり、長良川河口堰のばあいには、１㎥当たり４～５円と試算されたものが、矢作川河口堰のばあいには２０円を超えたためと言われている。

6）休止決定までに、愛知県は利水事業の負担金として累計６４億円を支出していたが、平成１３～１６年度の４年間の分割で建設省から償還を受けた。

以上

当時の団体名	
現在の団体名	
連絡担当者	小林　収（個人）
住所（郵便番号から）	〒471-0017 豊田市寺部町３－７８
電　　話	0565-80-5323
Ｆ　Ａ　Ｘ	0565-89-1620
電子メール	
ホームページ	

ダム事業の名称	紀伊丹生川ダム
所在都道府県、水系、河川名	和歌山県　紀の川水系　（支流）紀伊丹生川
事業者名	（国の直轄事業）国土交通省近畿地方整備局

事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況（自由記述・図表等の貼り付け可）

★事業の概要（規模、目的、大まかな変遷など）

紀伊丹生川ダムは，治水と利水の両面からの多目的ダムとして，特に大阪府に分水するという目的を含めて計画され，

1979年　建設省近畿地方建設局（当時）が予備調査開始，

1989年　実地調査を開始，

1999年　当該ダム建設事業審議委員会（１２回目）が「建設妥当」を答申，

2000年　地元の１市２町の９か所で「建設説明会」を開催，しかし，

同年　和歌山市が新規水源は不要となったとし，撤退表明，

2001年　大阪府が水需要の下方修正を行い，近畿地方整備局が１年後の見直しを約束，

2001年　新河川法に基づいて「紀の川流域委員会」が開催，

2002年５月１６日　近畿地方整備局が当該ダムの建設中止を発表する。

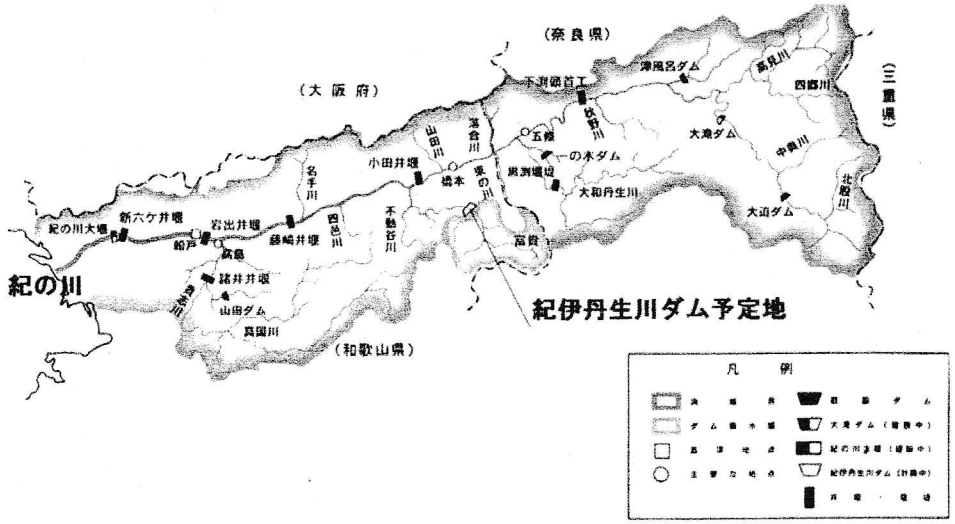

紀伊丹生川ダムサイト計画地点

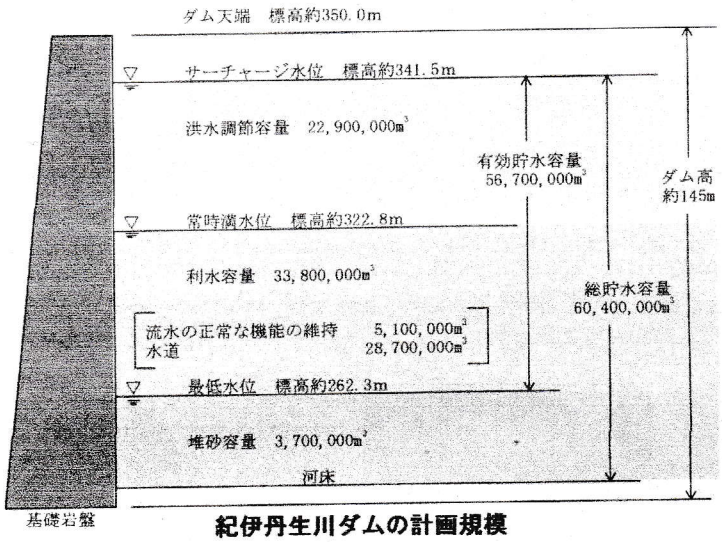

紀伊丹生川ダムの計画規模

★事業の問題点（必要性の評価、自然破壊、地域社会破壊など）

もとから，紀の川の支流にすぎない小河川に堤高１４５メートル，総貯水容量６０４０万立方メートルもの巨大なダムを，国の直轄事業として建設するということ自体，不自然かつ不合理なことであり，

目的として治水のほかに大阪府に水を送るなどというのはとってつけたコジツケであった。

当該ダム予定地は「玉川峡」と呼ばれている和歌山県の指定名勝地で，また，県立自然公園の一部でもあり，奇岩や奇石からなる玉川４８石を含む景勝地であり，大阪から近いこともあって釣り人やキャンプ客など観光客が多い。一方，玉川峡は世界遺産に指定された高野山への登り口にもあたり，いくつもの昔からの古道が残されている。さらに，クマタカや日本カモシカなどの貴重な動植物の宝庫でもあり，もし，計画通りの巨大ダムが出来れば，ダム工事やそれに付随する巨大な道路工事などによって失われる自然環境の被害がおびただしく予想された。

★中止に至る経過（構想段階から中止に至るまでの経過）

1998年　橋本市の住民有志がダム予定地を始めて見学，巨大な計画に驚き，その場で有志の発案により，「紀伊丹生川ダム建設を考える会」（準備会）がつくられた。

同年７月，当該ダム審主催の公聴会が橋本市で開催されたが，当日の意見陳述者１７名のうち反対意見は３名にしかすぎなかったが，意見書原本を取り寄せたところ，約半数の住民が反対意見であったことが分かった。

同年１０月２５日水没予定地区の宿り青少年旅行村の河原で「紀伊丹生川ダム建設を考える会」の結成総会開催。ただちに，橋本市とダム審委員長あてへの署名活動を始める。これをきっかけに各地の自然保護団体の協力を得て各種のキャンペーン活動を展開する。

紀伊丹生川に漁業権をもっている玉川漁協（当時，組合員約７００名）は，ダム建設の動きに対してなんらの意見表明をしていなかったが，ダム計画に反対する理事がおり，「紀伊丹生川ダム建設を考える会」はこれらの方との連携を強め，かつ役員が漁協の組合員となり，さらには理事となる道を模索し，ついに理事の過半数をダム反対派で占めるに至り，

2001年２月の漁協総代会で漁協の新体制が成立，

2001年７月漁協理事会の名で「ダム建設反対決議」がなったのであった。

このころ，和歌山市のダム撤退宣言があり，続いて大阪府が水需要の下方修正をしたことや，長野県知事の「脱ダム宣言」もあって一気にダム中止ムードが高まったのであった。

★中止理由（起業者が挙げる中止理由と、私たちが捉えている中止理由）

近畿地方整備局が直接の中止理由としたのは，2002年５月の近畿地方整備局長の発表では「和歌山市と大阪府の水需要の減少で，ダム建設によって得られるメリットが大幅に減り，事業の継続が困難となった」と説明した。

紀伊丹生川ダム建設を考える会では水余り問題は当然の事実であり，それでも強引に国が建設を強行しなかったのは，当会が中心となって地元漁協と一体化した反対運動が粘り強くあり，さらに当時の世界的な潮流であった「脱ダム」の流れを当時の近畿地方整備局の若手幹部が鋭敏に読み取ったからであろうと推測される。

★中止後の状況（当初目的についての現況、地域生活再建、河川・地域環境の現状、ダム等計画復活の動きの有無など）

2002年の当該ダム建設計画の中止後，「紀伊丹生川ダム建設を考える会」は，その年の総会で「玉川峡を守る会」と名前を変えてひき継ぎ，引き続いて，地域の自然環境を守り，地域社会の活性化のために存続して，今も活動を続けている。

国はダム中止後，地元自治体を通して迷惑料の意味をこめて高野町，橋本市，九度山町に活性対策費としてそれぞれの自治体に数億円を支出した。それらは，橋本市では宿り青少年施設の建て替えや，九度山町では水没地区予定地への道路工事などに使われているようである。

当地にはダム復活の動きは全くなく，当会がめざした自然環境はそのまま美しく，ほとんど維持存続されている。流域の荒れた山々についてはその一部を借り受けて毎月１回，里山保全作業を続けている。また，動植物の毎月にわたる調査を通して変遷を調べる日本自然保護協会の「モニタリング１０００里地調査」に選ばれて今も活動中である。

★中止獲得までに特に苦労したこと

川辺川の球磨川漁協に学んで，漁業権をもっている玉川漁協と連携すること，そのために役員が理事

となって，玉川漁協の中枢に進出し，それを生まれ変わらせることはたいへん根気のいることだったが，それが実現して良かったと思っている。

★中止獲得に至るまでの創意工夫

全国の脱ダムをめざす各地の市民団体から学びかつ連携するために各地へ出かけたが，2001年１０月２７日に「第１７回全国水郷水都全国会議・紀の国大会」として高野山上で当会が実行団体となり，友好団体である大阪の脱ダムの市民団体が協力してくれたおかげで，全国から自然保護をめざす市民団体や個人を招いて開催できた。ダム中止はその半年後であったことから効果的だったと思われる。大会テーマは「流れる水は生きている」であり，当時の新聞各紙が大きく取り上げてくれた。

★中止獲得までに協力を得た団体とその内容

大阪自然環境保全協会（のちに「脱ダムネット関西」事務局となり，現在，大阪周辺の脱ダム市民団体のセンター的役割を果たしている）

槇尾川ダムの見直しを求める連絡会　　武庫川を愛する会
安威川ダム反対市民の会　　関西のダムと水道を考える会
長良川河口堰に反対する会大阪支部　　公共事業をチェックするＮＧＯの会
国土問題研究会　　日本自然保護協会
水源連
和歌山市民団体「ウインド」など和歌山県内の自然保護の市民団体
川辺川ダム反対のＮＧＯなど多数の全国各地からの市民団体の協力を得た

★そのほか特に伝えたいこと

当会は，ダム中止までは，国や大阪府，和歌山県や地元自治体などと交渉し，各新聞社から情報を得て，当時は出来うる限りの活動を展開したが，一党一派に属さず，あくまで非営利の市民ＮＧＯ　として自主的な活動をしたと考えている。ダム建設中止後も規模は縮小したが，地域の自然環境を守ることに徹して今も仲間たちと地道な活動をしており，出来る範囲ながら，各地の運動の手助けをしたいものと考えている。

今後の当会のめざしたい更なる課題として、紀の川水系では、地滑りに悩む大滝ダムの補修の放棄と林業を守る若い労働力の確保。アユの自然遡上を実現するための、河口堰の撤去や開放を追及したいと考えている。

当時の団体名 **現在の団体名**	紀伊丹生川ダム建設を考える会 玉川峡を守る会
連絡担当者	事務局　木ノ本豊
住所（郵便番号から）	
電　　話	
Ｆ　Ａ　Ｘ	
電子メール	y.muben-0423k@nike.eonet.ne.jp
ホームページ	http://www5a.biglobe.ne.jp/~kiinyu/

ダム事業の名称	**細川内ダム**
所在都道府県、	**徳島県、水系　那賀川、河川名　那賀川**
事業者名	**建設省（国土交通省）**

事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況（自由記述・図表等の貼り付け可）

事業の概要（規模、目的、大まかな変遷など）

細川内ダムは、田中角栄内閣時代の 1972 に調査が始り、徳島県木頭村(現那賀町)の中央部の那賀川へ、細川内ダム（重量式コンクリートダム、堤長 105.5m、堤頂長　354m、総貯水量　約 6800 万㎥、目的：治水（洪水調整）・利水（都市・工業用水の供給）・流水の正常な機能の維持、事業費：当初＝約 190 億円　・1995 年時＝約 1100 億）・四国第三の巨大ダムを 2008 年までに建設する計画であった。　地元の木頭村では当初から村民の大多数が反対してきた。特に１９９３年藤田恵(現水源連顧問)が細川内ダム中止を公約に村長に当選して以降は、「故郷の緑と清流を守る環境基本条例」と「ダム建設阻止条例」を制定して、抵抗の姿勢を強めた。建設省（国交省）や徳島県は木頭村への補助金の大幅削減や、公共事業費の締め付け、木頭村が「ダムに頼らない村づくり」の一環として 96 年に設立した第３セクター「(株) きとうむら」への助成金を遅らせる等あらゆる攻撃を続け、助役が自殺する等の大きな犠牲を払った。しかし、当初は経営が苦境にあった「(株) きとうむら」は全国各地から約５０００万円の応援資金が寄せられる等、水源連を中心に支援は全国的に拡大し、ついに国の巨大ダムとしては日本の行政史上初めて２０００年１１月に完全中止を勝ち取った。

事業の問題点（必要性の評価、自然破壊、地域社会破壊など）

ダムは最大の環境破壊と同時に人間破壊である。

（１）過疎化と生活破壊

村の中央部に巨大ダムが建設されると、村土も物理的に二分され、いっそう過疎化が進む。

水没者に対する金額上の保障は一定あるとしても、長年住み慣れた生活の場を追い出され、安定した生活は多くの場合不可能となり、かつての生活が破壊されることは全国のダム建設の多くの例が物語っている。

（２）ダム建設は那賀川を中心とした豊かな自然環境、居住環境さらには地元の産業をも根底から覆す。

木頭村の主な集落は那賀川の流れに沿って点在しており、その河道と居住地の間に高低差が無いことから村民の日常生活は那賀川の流れと密着している。ダム建設により水循環が断ち切られ、自然生態系はかき乱されることになる。

那賀川ではアユ、アメゴ、ウナギの放流や、アメゴの養殖、管理を行い全国でも屈指の評価を受けるまでになっているが、これらが台無しとなる。

また、河川の遮断は土砂の運搬をさえぎり、水質を悪化させ、上流部の堆砂・ヘドロの堆積への有効な対策もなく大問題となる。

（３）利水対策の問題

下流の工業用水の動向では取水実績は水利権設定料を下回っており、流域の製造業は、停滞、縮小傾向で新規操業によって水需要が急増すると言う状況は見込まれていない。

農業用水は、那賀川下流域の農地は宅地化や耕作放棄地が目立ち、水田面積は、水利権設定時と比べ75%となっている。農業用水の需要は減ることはあっても増加は予想しがたい。

生活用水の動向も、下流域の人口は横ばいないし減少傾向にある。積極的な水資源開発の必要性は根拠に乏しく、むしろ水の使い方を検討すべきである。上流での水源開発を強調するよりも都市用水の節約や、河や伏流水などの自己水源に恵まれている利点を生かした対策をとるべきである。

（４）、治水対策の問題

1976 年 9 月に台風 17 号が徳島を直撃した。ダム予定地の木頭村では 1 日で 1114mmという日本記録の大雨が振った。ところが、この台風で確かに木頭村には山腹崩壊など多大な被害が発生したが細川内ダム予定地から下流域においては河川の氾濫による災害は発生しなかったのである。このような経験に基づいて洪水を防ぐためにダムが必要だという理由に村民は疑問を持っていた。

中止に至る経過（構想段階から中止に至るまでの経過）

30 年続いた反対運動

1968 年、細川内ダムの予備調査に着手。

1972 年四国地方建設局は『細川内ダム実施計画調査』に着手し、同年 6 月、木頭村と議会に協力を要請。村と議会は水没面積が広すぎると受け入れを拒否。

72 年 10 月、建設予定地を 2ｋｍ下流に移す案で協力することを建設省に回答した。一方で、村は建設省や徳島県と強調しつつ、ダム建設を契機に村の発展を図ろうとする『木頭村総合開発基本構想』の準備を始めた。これに対して、水没予定地区周辺の住民は『ダム対策同志会』を組織して、反対姿勢を明確にした。水没地域内から同志会を脱退した条件付賛成が『ダム対策研究会』を結成し、同研究会は、建設省の支援を受けてダム関係地域視察を展開し、絶対反対は無展望で村を混乱させると同志会を批判した。村民の反対運動さらに強くなり 1974 年 11 月、「住民の声を無視してダム建設を取り入れた基本構想を承認した議会は直ちに解散せよ」とダム反対同志連合総決起大会で決議し村議会解散請求し、同年 12 月には村議会は自主解散した。

選挙後の村議会では反対派が多数を占め『基本構想』を廃止し、以後、木頭村はダム建設反対の方向を打ち出す。

1975 年に村議会の要請でダム対策協議会が発足し、翌 1976 年 11 月までに 11 回の協議会を開催し「建設省ならびに県からの細川内ダム調査申し入れについては、これを拒否するべきである」との結論に達し、12 月には『ダム反対決議』を可決した。

高度経済成長が終わり当時の田中角栄首相は『日本列島改造計画』を掲げて国土再開発による成長回復を期すが、財政引締めや減量経営路線の定着で不要不急の事業は見送られ、細川内ダム事業を推進する環境が失われると同時に、同年 9 月木頭村を襲った台風 17 号は、当時の日本記録の 1 日の降雨量 11140 ミリの豪雨を記録し、村民が山津波で 4 人死亡する大災害となり、激甚災害救助法が適用され、災害復旧に十数年を要し、事業費も約 200 億円の災害復旧事業が始まり、村内外の細川内ダム事業を推進する環境が失われた。

しかし 1980 年代後半、公共事業による景気刺激策が採用され、地方自治体にも推進が課せられる中、細川内ダム建設計画が再浮上。

1990 年 2 月、徳島県知事は木頭村を訪問、「県の長期計画の柱である産業振興のために、水は必要」と、公式に協力を申し入れた。以降、再びダム建設は具体的な政治問題となった。

木頭村議会は 1991 年 3 月に『細川内ダム建設計画の白紙撤回要求決議』を全会一致で採択。同年 1 月に村議会選挙が行われた直後でほとんどの議員がダム反対を公約にして選出された後の、初議会であった。

1992 年 12 月、徳島県議会は徳島経済同友会の『那賀川細川内ダム建設事業促進』の陳情を採択。村議会の徳島県知事への『白紙撤回』（要請）決議を提出しなかった村議会議長に対する解職請が成立。最終的には議員 5 人が辞職し、村長（行方不明）も辞職する事態に。

93 年 4 月にダム絶対阻止を公約する藤田恵が村長に無投票当選。同年 9 月に村長は建設大臣に細川内ダム拒否を訴えた結果、建設には地域合意が前提という確認によって、強制着工を牽制した。

以降、徳島県知事が木頭村長に継続的に申し入れを行い『細川内ダム建設促進同盟会』を組織するなど、建設推進の環境作りが模索された。

しかし、村長は村民や議会の強固な支持態勢を背景に、ダム計画を阻止する対抗措置を次々に打ち出した。

94 年 12 月、議会は『木頭村ふるさとの緑と清流を守る環境基本条例』と『木頭村ダム阻止条例』を採択した。

95 年 12 月、議会はダムに依存しない村づくりを目指す『第三次木頭村総合振興計画』を採択した。

さらに木頭村は、建設省が計画審議と地域合意を図るために設置しようとした『ダム等事業審議委員会』への委員参加拒否を続けていた。その理由としては委員会の委員の人選が計画推進派に偏ったものであるとして、の人事が是正されない限り、委員会に参加しないと表明し、その後この人選につき徳島県知事と協議が重ねられてきた。しかし結局建設省は2000 年9 月に審議委員会の設置を断念、同年 10 月に事業評価監視委員会の「中止が妥当である」との意見を受けて正式に中止が決定したのである。

中止理由（起業者が挙げる中止理由と、皆さんが捉えている中止理由）

（木頭村の中止の主張）

１、治水の根拠なし。

細川内ダム計画では、有効貯水容量５４００万m3のうち、４８００万m3が洪水調節容量となっており、これで下流基準地点の古庄における基本高水流量 11,200m3/秒（100 年に１回）を 9000m3/秒に逓減するとなっている。この差をマニングの公式で洪水時の水位を試算すると、計画水位は１メートル程度低くなるだけである。古庄地点の川床の実測データによれば、１９６５年～75 年の 10 年間で平均約１メートル低下している。したがって既に計画高水流量を流下させる河道面積が確保されているのである。

２、利水の根拠もなし

徳島県には水需要計画も無く、下流の阿南市等の工業用水の近年の需要は横ばいないし減少気味で、将来大幅に増加する根拠もない。

農業用水も同様に将来、大幅に需要が増加する見込みは皆無である。

３、ダムに頼らない村づくりが木頭村の基本方針である。

４、ダムは最大の環境破壊と同時に人間破壊である。

（建設省の中止理由）

計画が杜撰で３０年間も住民などの合意が得られず、審議委員会等の設置をはじめ、その他のダム建設のための法の適用も不可能なため。

中止後の状況（当初目的についての現況、地域生活再建、河川・地域環境の現状、ダム等計画復活の動きの有無など）

１、木頭村から大幅に削減した国や県の公共土木事業の予算や補助金はどこへ行ったのか言えば、木頭村への見せしめのように、隣の木沢村（現那賀町）へ配分されたのである。当時同村では大幅な予算で林道開設等の事業を推進したことは言うまでもない。全国的な例のように急峻な斜面に幅員が広すぎる道路が、地形や崩壊しやすい土質などを十分に考慮しないまま開設された。そのため同地区ででは、2004 年 8 月に全国的に報じられた台風 10 号時に、土石流による民家の流出等で 2 人が死亡するなどの大災害が発生し、災害復旧事業は今も続いている。

これは、明らかに人災であり、建設省（国交省）が強引に細川内ダムを建設しようとした、二重の大罪である。

２、最近、同省那賀川事務所は那賀川中流の長安口ダム（ながやすぐち・ 重力式コンクリートの多目的ダムで国交省直轄、総貯水容量 54,278,000 m3）へ、洪水吐と称して排水ゲート２門の増設を計画している。しかし、住民はこれまでもダムの放流時（直下に支流が合流し礫砂が顕著）の異常な水位の上昇で民家の浸水等の大きな災害が起きており、ゲートの増設で直下流の河床が激変し洪水時には浸水災害等の発生が頻発する恐れがあるのではないかと反対している。

３、「ダムに頼らない村づくり」の一環である村内外の住民セクター・（株）きとうむらも、ここ数年は単年度では黒字に転じ、売り上げも２００９年度は約１億５０００円となり、賃金や販売利益として村民に約 8000 万円が還元され、全国初の「ダムに頼らない村づくり」の成功例として、朝日ＴＶ、東京ＴＶ、四国放送ＴＶはじめマスコミがドキュメンタリードラマ等で紹介するなど、ダム中止の先駆けとして大きな注目を集めています。全国の御支援者にお礼を申し上げます。

中止獲得までに特に苦労したこと

1、国や県の公共土木事業の予算や補助金が大幅に削減され、村内の建設業者からの抗議と共に、毎回の議会で長時間追及を受けたこと。
2、「ダムに頼らない村づくり」の一環として96年に設立した第3セクター「(株) きとうむら」が設立当初から大幅な赤字続きで、営業活動等に忙殺され、一方、議会では毎回これらが一般質問で追及され、一般会計の予算等の可決にも苦慮したこと。
3、頻繁に監査請求が出され、この対応に追われたことと。
4、後援会長（藤田恵の）が村議のリコール運動に関連し名誉棄損で起訴され、長期の裁判となり、ビラ合戦などで村民間にも疑心暗鬼が生じたこと。
5、建設省の巨大ダムが中止された先例がなく、当初は国会議員等にダム中止への協力を要請しても、本気で協力してくれる議員が少なかったこと。
6、かつての村理事者は長年、表で一般村民へは反対、裏では、村の有力者や、県、国へは賛成という 態度であったためか、多くの村民は反対でも、各集落の有力者等の多くは賛成派で、「ダムに頼らない村づくり」等を訴えても、ほとんど積極的な協力が得られなかったこと。
7、助役が、「ダムに頼らない村づくり」の一環として設立した第3セクターに関連して犠牲となって以降、助役、収入役等の特別職への任用に村職員等が応じなかったこと。

中止獲得に至るまでの創意工夫

1、村政全般、細川内ダム反対、「ダムに頼らない村づくり」等について、4半期に一回は各集落（村内8集落）で、村民と村との対話集会を開き、村民の要望を把握すると共に、村議会の状況、村内外への細川内ダム中止への取り組みへ等を報告して、村民の村政への理解を深める努力をした。
2、細川内ダム反対に理解のある国会議員には、党派にこだわらず積極的に要望活動を実行し、国会の政治的対策を重視した。
3、可能な限り機会あるごとに全国各地へ出かけ、細川内ダム反対を訴えた。
4、県内外の細川内ダム反対の団体、自然保護団体との連携を深めた。
5、新聞、ＴＶ、雑誌、業界紙等の報道機関の取材を積極的に受け、また自らも寄稿し広く 報道され、木頭村の主張を多くの人に知ってもらう努力を怠らなかった。

中止獲得までに協力を得た団体とその内容

1、水源連
細川内ダム中止の突破口は国会議員（現参議院議員・草川昭三先生）が3回にわたり提出した質問主意書でその不当性が明確になったことであるが、この質問主意書の内容を作成したのは、水源連共同代表の嶋津暉之氏と遠藤保男氏を中心とした水源連であった。また、現地調査と「細川内ダム計画になぜ反対するのか」のパンフレットの作成でも「治水面の検討」等、その他でも多大なご指導とご協力を頂いた。
2、日弁連
日弁連大会、シンポジュウム等で反対の立場で細川内ダム問題を何回も議題にしてもらったり、公害対策環境保全委員会の多くの弁護士が細川内ダム計画現地を視察したりと、細川内ダム中止へのインパクトは極めて大きかった。
3、室蘭工業大学
９７年度の公開講座「河川と環境」（藤田恵非常勤講師）で細川内ダムをテーマして頂き、北海道地方でも研究者をはじめ細川内ダム反対を広く知ってもらうきっかけとなった。
4、徳島県内の多くの市町村ごとに結成去れた「細川内ダムに反対する会」をはじめ、全国各地の自然前保護団体の方々には、木頭村まで激励に来られたり、全国的な立木トラストへの協力など多くのご支援を頂いた。

そのほか特に伝えたいこと

「国家事業補償法」（仮称）等の早急な立法化による補償を！

木頭村は約３０年間も、建設省（国交省）の地方自治を無視した違法な細川内ダム推進により、村政の大きな混乱が常態化するなど、村民の平穏な生活をはじめ住民福祉にも多大な犠牲と損害を強いられてきた。

これは、「国家事業補償法」（仮称）等の早急な立法化により補償されるべきである。そうしないと、八ツ場ダム、内海ダム、山鳥坂ダム等のように今も全国各地で建設が自己目的化した全く不要なダム建設で、住民が犠牲となり、貴重な財源がムダに使われる国の愚行を止めることはできないであろう。

当時の団体名	木頭村
現在の団体	那賀町
連絡担当者	藤田恵　（元木頭村長）
住所（郵便番号から）	651-2225　神戸市西区桜が丘東町１丁目 13-1
電　　話	078-220-2934
Ｆ　Ａ　Ｘ	078-220-2934
電子メール	email@fujitamegumi.com
ホームページ	

奔流成瀬

平成２１年２月１日号
成瀬ダムをストップさせる会　事務局ニュース
発行責任者　奥州 光吉
事務局 ☎0182-42-2311(熊沢) Fax0182-45-4870

成瀬ダムは再検証へ！　中止に向け行動を。

昨年12月25日、H22年度予算案策定にあたり、前原国交相から発表されたダム事業の仕分けは、**すでに本体工事に入っているダムは事業継続、それ以前の段階にあるダム事業は再検証する、**というものでした（右図）。成瀬ダムは、現在転流工（本体工事前に川の流れを迂回させる）工事に入っていますので、再検証されることに。「ダムに頼らない治水対策を」目的に国交相は**「今後の治水の在り方に関する有識者会議」**を立ち上げ、今年夏に答申を得る方針（3P参照）。有識者会議は、現在広く国民から治水に関する意見を募集していますので、積極的に応募していきましょう（応募用紙や詳しい応募方法は別紙：締め切りは2月19日、ファックス送信が便利ですが、ファックスがない方は郵送も）。当会としても、団体として意見と提案をまとめ応募する準備を進めています。

	ダム名	事業規模	進捗率	B/C
再検証	1　用地買収			
	鳥海ダム	960億円	5%	2.2
	②生活再建工事			
	③転流工工事			
	成瀬ダム	**1,530億円**	**16%**	**1.2**
続継	④本体工事			
	森吉山ダム	1,750億円	95%	1.4
	胆沢ダム	2,440億円	66%	1.7

もうひとつの焦点は、**民主党秋田県連の態度**です。新代表に松浦大悟氏が就任しましたが、成瀬ダムに反対の立場を表明しています。当会は、年末に民主党あての要望書（成瀬ダムの中止と代替案の検討）を提出しましたが、今後はシンポジウムやセミナー（計画中）などを通じて秋田県でもダムに頼らない政策の具体化を提案していきます。

成瀬ダム住民訴訟はいよいよ本格的な論戦へ
是非たくさんの皆さんの傍聴を！
これまでの裁判の流れ
7月10日（第1回口頭弁論）・原告の陳述
1　「主目的のかんがい用水は過大：減反が3分の1以上に及んでいるときに2倍の水は必要ない」
2　「ダムのある皆瀬川では濁りが消えず、流域の環境に多大な影響を与えている」
10月30日（第2回口頭弁論）
・原告側「住民監査請求は有効であり、中身の論議を。」
・被告側は、「秋田県として成瀬ダムは必要」とする書面を提出せず。年内に提出するよう裁判長から催促される。

2月12日11時　第3回口頭弁論：秋田地裁
成瀬ダムの自然破壊の実態と違法性
傍聴券（抽選により）の発行となる可能性がありますので、30分前に集合してください。

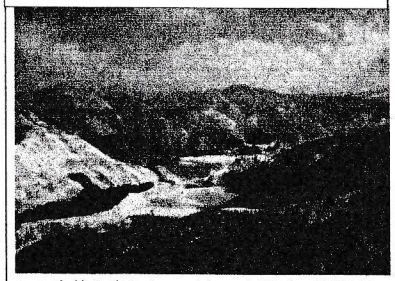
この自然を守りたい（冬の成瀬ダム建設地）

Q&A　成瀬ダムはこれからどうなっていくの？

Q1. 前原国交相は、全国のダムを凍結すると言っていたが…

凍結といっても、現在進められている工事を停止するわけではありません。事業を①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事に分け、次の段階に進まないし、次の段階の契約なども行わないということです。成瀬ダムの場合は、現在、③転流工（ダム本体を造る前に川の水を迂回させる流路を造る）工事の段階ですので、現在進められている工事については続行しているのが現状ですが、それが完了しても本体工事には入らないということになります。成瀬ダムが中止になったわけではありません。

Q2. その後どうなったのですか？

前原国交相は、「ダムに頼らない治水対策を」ということで、「今後の治水対策の在り方に関する有識者会議」を立ち上げました。メンバーについては、ダム推進側と思われる人物が多く、ダム反対論者がいないことや会議が非公開で行われることについて批判が出ています。前原氏としては、ダムに反対していない有識者に治水対策の転換を答申させることで、八ッ場ダムでの「ダム中止ありき」のような行政手法に対する批判をかわそうとしているのかもしれません。有識者会議は、すでに12月と1月に2回行われ（右ページ）、前原氏の意向通りに進んでいるようにも見えますが、全国のダム反対組織などは会議を公開にするよう運動しています。来年度予算案の決定にあたり、国交相は現在進行中のダム事業のうち本体工事に入っているものについてはこのまま事業を継続することとし、本体工事に入っていないダムについては再検証を行うと発表しました。したがって、成瀬ダムは再検証されることになりました。

Q3. 再検証とは何を議論するのでしょうか？

これまでの治水の考え方を超えた「流域治水」という考え方が出てくると思われますが、それでもダムはある程度必要というような玉虫色の結論が出てくることも十分考えられます。そのとき、ダム見直し基準が議論されますが、いくつかの要素を考慮したものになるでしょう（右ページ）。成瀬ダムは、国直轄事業としては数少ない農業用水の確保を第一としたダムですので、過剰な農業用水は必要ないということを強く訴えていく必要があります。

Q4. 成瀬ダムをストップさせるためにはどうすればいいですか？

有識者会議や政府に対して引き続き世論の圧力をかけていく必要があります。県内では民主党県連などに働きかけ、成瀬ダムに代わる代替案の策定などの議論を起こしていく必要があります。また、裁判でも成瀬ダム依存を変えようとしない秋田県の姿勢を厳しく追及し、県民に知らせていく必要があります。

成瀬ダム訴訟第3回口頭弁論：2月12日11時
多くの皆さんの傍聴が力になります。